

大蔵委員会 議録 第四十八号

昭和二十九年四月二十七日(火曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君

理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君

理事 福田 繁芳君 理事 久保田 鶴松君

理事 井上 良二君

宇都宮 徳馬君 大平 正芳君

島村 一郎君 吉部 地英俊君

福田 越夫君 藤枝 泉介君

堀川 恭平君 本名 武君

小川 豊明君 佐々木 更三君

春日 一幸君 平岡 忠次郎君

出席國務大臣

法務大臣 加藤 謙五郎君

出席政府委員

法務政務次官 三浦 實之助君

検事(大官) 竹内 壽平君

房経理部長 植木 庚子郎君

大蔵政務次官 植木 庚子郎君

大蔵事務官(主計局長) 正示 啓次郎君

大蔵事務官(理財局長) 阪田 泰二君

委員外の出席者

大蔵事務官(国税庁直税部長) 村山 達雄君

日本専売公社理事(販売部長) 石田 吉男君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

四月二十七日

理事内藤友明君の補欠として福田繁芳君が理事に当選した。

第一類第六号

大蔵委員会議録第四十八号 昭和二十九年四月二十七日

四月二十七日

当せん金附証票法の一部を改正する法律案(淺香忠雄君外十八名提出衆法第二六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

経済援助資金特別会計法案(内閣提出第一〇四号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一四三三号)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案(内閣提出第一四七号)

国の所有に属する自動車の交換に関する法律案(内閣提出第一五二二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一六一号)

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案(内閣提出第九〇号)(参議院送付)

出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案(内閣提出第八一号)

証券取引法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八八号)

当せん金附証票法の一部を改正する法律案(淺香忠雄君外十八名提出衆法第二六号)

税制に関する件

専売事業に関する件

〇千葉委員長 これより会議を開きます。

まず理事の辞任についてお諮りいたします。理事の内藤友明君より、所任のため二、三日の間委員会に出席ができないので、理事を辞任したいとの申出がありますが、これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇千葉委員長 御異議なしと認めます。よつて内藤君の理事辞任の申出はこれを許可するに決しました。

次に、ただいま辞任を許可いたしました理事の補欠を選任したいと存じますが、これは先例によりまして、選挙の手續を省略して、委員長より御指名いたすことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇千葉委員長 御異議なしと認めます。それでは委員長におきましては、福田繁芳君を理事に指名いたします。

〇千葉委員長 次に、経済援助資金特別会計法案、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税

法等の臨時特例に関する法律案、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案、国の所有に属する自動車の交換に関する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案の九法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順にこれを許します。

〇福田(繁)委員 昨日の委員会におきまして、私は国の所有に属する自動車の交換に関する法律案、これに関連して主計当局に対して資料を要求してあったのでありますが、資料がもしできたとするならば、主計当局からその資料に基いて一応詳細に御報告を願いたいと思うのであります。

〇正示政府委員 昨日福田委員から御要求のありました国の自動車の保有状況につきまして、私どもの方で用意いたしました資料についてまず御説明を申し上げます。なおこの資料は追つて印刷をいたしまして提出いたしたいと思ひます。資料は二十七年八月一日現在保有数になつておりますが、あとでその後の取得台数をつけ加えて申し上げます。

二十七年八月一日現在で、一般会計と特別会計との事務用の車について御説明を申し上げます。

まず一般会計の乗用車でございまして、これは四千六百四十三台となつております。そのうち大型車が三千七百六十六台、小型車が九百三十七台ということになつております。それから同じく一般会計のバス、トラックでございまして、この会計が六千六百四十四台でございます。バスが二百四十三台、トラックが六千三百六十一台ということになつております。以上一般会計の合計が一万一千二百四十七台でございます。

次に特別会計でございまして、特別会計の乗用車の計が――これは事務用だけでございまして、御承知のような郵政の事業用というふうなものは一切除外をいたしております。その事務用の乗用車でございまして、これが四百七十一台、そのうち大型が三百二十六台、小型が百四十五台でございます。次に特別会計のバス、トラックは六百六十二台でございます。バスが七十八台、トラックが五百八十四台となつております。これによりまして特別会計の持つております自動車の数が、これは繰返して申し上げますが、事務用車でございまして、一千百三十三台でございます。一般会計と特別会計を合算すると一万二千三百八十台ということになつております。

御要求は、さらにこれを外車と国産車にわけ、それをさらに年次別の新車、あるいは古い型ということでございます。それらを簡単に申し上げます。

一

まず一般會計の乗用車につきまして申し上げれば、大体のことを御了解いただけるかと思うのでありますが、一般會計乗用車が、申し上げましたが、このうち大型の車は先ほど申し上げましたように三千七百六十台でございます。それをまず外車、国産車にわけ、さらにそれを新車、中古車とわけまして上げます。この場合の新車というのは、昭和十九年以後の車でございます。それから中古車は四三年、昭和十八年以前のものであります。大型外車の新車が六百八十八台、中古車が二千七百七十二台、国産車の同じく新車が四百四十四台中古車が二百二台、それから小型車につきましては、外車の新車が十一台、中古車が五十七台、国産車の新車が四百九十五台、中古車が三百七十四台、こういうふうになつております。これは印刷をいたしましてお届け申し上げる次第であります。

なおつけ加えて、昭和二十八年中に政府が新しく買いましたものは、これは乗用車だけの調べでございますが、これが四百台ということになつております。ちなみに二十九年度の予算で新規に購入する台数はわずかに四十三台、それもやむを得ない例外だけを計上いたしておる次第であります。

以上によりまして大体の御説明を申し上げたのでありますが、この資料は印刷していただいております。○福田(繁)委員 なお参考の点伺いたしたのでありますが、昭和二十八年に購入した四百台及び二十九年度に購入せんとしている四十三台、合せて四百四十三台に対して、予算の金額は平均幾らくらい組んでおられるのか。

○正示政府委員 二十八年度の四百台に対する購入の経費でございますが、これが五億五千九百二十五万五千円でございます。約百三、四十万くらいになつておるわけでありまして、それから二十九年度は四十三台に對して五千万円でございますから、これまた平均百三十万くらいの価格になつております。

○福田(繁)委員 大体百三、四十万円ということになるのでありますが、さすれば、昨日の委員会と同僚委員の平岡君その他の諸君からも強い希望条件がありました。とくに、この際相なるべく高級車より国産車、新型より旧型と申しては語弊がありますが、そういう経費を節約するといふ点において十二分に御検討されんことを強く私は要望して、大体本案に關する私の質問は一応終りたい、かように考えます。

○春日委員 昔いよる明治時代の官員さんなるものが、官吏の威儀を備えるためにサールを下げた。鉄道官吏までも當時は礼服にはサールを下げたものであります。ところがどうもやはり官僚主義の風潮がまだだんだんと高まり跋扈しつつあるきらいがあるのではありません。従つて現在の官吏は威儀をしつらえるのに、サールなんかのかわりに高級自動車をもつてこれにかえておるようなきらいがないわけではございません。そも、吉田内閣は今國民に耐乏生活——大蔵大臣は合理的な生活と言つておられるけれども、口にそういうことを言つておるくらいならば、現在政府が手に持つておりますところの自動車の分類調査から考へてみましても、二十八年度の自動車の四千六百四十三台の大型の

中で、そのほとんど大部分の三千三、四百台のものが外車であるというわけなんです。こういうようなことでは、口で唱えておることのみずから行つておることとがほとんど雲泥の差であつて、これではとても、國民が、政府の言ふところの合理的な生活とか、あるいは耐乏生活だとかいふものに乘つて来るはずはない、思ふのであります。そこでわれわれが現在心配をいたしておりますのは、今度の法律によつて自動車交換できるということになりますると、今まで政府が新規自動車を購入したり古いのを払い下げたりするあり方と大分かわつて来る。すなわち古い自動車を払い下げて、その代金をそのまま新しく購入するものの中に加えて参りますので、従つて予算が少くはるかに多いといふ自動車がたゞさん買入るといふような結果になる。實際上の運営についてはそういうような効果をもたらして来るのではないかと。つまり今までだと、古いものを売却してしまつたら、その代金は政府の収入に入つて来る。それで自動車の購入の予算といふものは別個に盛られてゐるから、古い処分と新しい購入との資金操作に關係がなかつた。従つて今回予算は相当削減されておるとしても、實際的には古いものをどんだん売つて、その金が本年度の予算の中にプラスされて新しい購入資金となつて来る。こういうことで、ここに一つのマジックが行われるのではないかという疑義をさしはさざるを得ないものであります。實際的にはそういう形になるのであるか、あるいはならぬのか、この機会にこの問題をひとつ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○正示政府委員 昨日他の委員の方から大体同じような御質問を受けたのでありますが、この問題は昨日も申し上げましたように、多年大蔵省として考究をして来て参つた問題でありまして、ことに物品管理の根本的な立法をすべく、たゞいま民間の有識者の方にも御参加願ひまして、研究をいたしておるような次第であります。とかく金の面につきましても相当いろいろ、決算委員会等で非違を指摘されておりますが、物品の保管管理につきましても、従来やはり国の物品というやうなことで、とかくおろそかになるというやうな御非難をこうむつておりましたので、これにつきましても大いに反省しなければならぬといふ考えを持つておるわけでありまして、今回の自動車につきまして特に立法いたしました趣旨は、春日委員が御指摘のやうに、終戦後官庁の車が非常にふえ、しかもそれも外車で大型車が多いといふことは、一般の批評の対象となつておつたところでございます。そこでそういう事態に對処いたしまして、この際これを交換いたすということになりますと、すべてこれを払い下げ、新しく買うといふのが従来の行き方なんでござい

ますが、そういうことでは相当予算の膨脹になるのみならず、一般的に外貨節約といふことで、新規の自動車の輸入も押えられてゐるやうなときでござい

ますので、できれば国内に現在ありますところの車で相互の有無融通をはかりたい、こういうこともともにらみ合せまして、今回の立法をお願いいたしたやうな次第であります。従いまして、たゞいま御懸念になりましたやうに、

この法律を悪用いたしまして、一方では現金の出入りがそれだけ減るからといふことに乗じて、一層車をよけいに使ふといふやうなことをやるのではないかと、いふ点につきましては、毛頭さうなことは考へていないのであります。むしろ昨日も申し上げましたやうに、積極的に大型車を小型にかへ、あるいは外車を国産車に切りかへることにはいたしまして、経費の節約、燃料の節約といふやうなことに資して参りたい、そうして今回の予算の根本理念であります一般の緊縮政策の線に沿つてこの法律を適用して参りました。

○春日委員 大体この予算の基本的な理念がそこにあるといふことは了承いたしました。昨日でありましたか、井上委員の質問に對して植木次官からの御答弁、私は聞き漏らしたのであります。今後政府が購入せんとする自動車は、緊縮政策の基本的な考え方にとり、特ににはまた国産奨励といふやうな産業政策ともからみ合せて、国産車を使用すること何らかの機関で決定されたことがあるのであるか、あるいはその点は全然オープンにされておるのであるか、これをこの機会にひとつ承つておきたいと思ひます。

○植木政府委員 官庁用自動車の問題につきましましては、昨年の暮れごろ次官會議におきまして申合せをいたしました。なるべく外車を使うやうなことを避けるやうにしたい、言いかえれば新車購入の場合には、極力国産車によることにしたい、あるいはまた大型車は、現在持つておるものでもできる

当に配分したらどうだというごく大ざつばな大わくでの配分が多くなつて来た傾向が見られるのです。これは国会がとき／＼予算修正をやりますので、国会側についても同時に反省を求めなければならぬ問題があるうと思ひますけれども、ともかく大わくで個々の事業計画に密着せずに配分しておる、従つてその個々の事業に対する再配分ということになりますと、いろ／＼な事情がありまして、比較の実態に適していない政治的な配分が多くなつて来ているということが、ただいまわれわれが当面している補助金の乱派ということの根源じやないかという感じがするのです。特に災害復旧費が多いのですが、災害復旧費は、中央各省がこ

それを個々の計画を立てておるのじやなくして、むしろ県別に配分して、それだけの金額を県に白紙委任にしたというふうなつかうことになつておるのであります。そこで県会議員諸君と県庁の執行部が再配分をやつておるわけでありまして、中央の監督、監視というやうな点が非常に緩慢であるというきらいがあるのです。これは災害復旧費といふ今やつておる予算の制度がいかんか、恐いのかの問題がありますが、私どもまた別に考えを持っておりますが、その点はしばらくおいて、ともかく今の予算の配分にあつたつての積算の根拠が適当でないといふこと、その配分が大おやでわけられて適実な計画ができていないといふやうな点が根本にあるの

した者に罰則の強化をもつて臨むといふことはいかにも調子がちよつと合わない感じがするのです。そこで問は、一体この法律案を出さなければならぬ理由が何にあるのかといふこと

11

ならぬような事情に立ち至つた根源について、政府は今後どのような措置をもつてお臨みになろうとするのか、こういう法律を出さぬでも済むようなくあいに予算の編成そのものをものごとと慎重にやらなければいけないというふうに思ふのですが、その点の御見解をひとつ伺つてみたいと思ふのです。

それから第二番目の問題としてこの法律自体の問題ですが、この手続をどうするかというところは、今までもブラダテイスの上でやつて来たものでございまして、この条件も同様に今まで実行して来たものでございまして、こういうことをわざ／＼法律に明定しなければならぬ事情が一体どこにあるのかということが第二の疑問になる点であります。

それからさらに、関係の官吏などというものは、これは内閣訓令で十分徹底して監督ができるのじやないか。特別な権力関係にあるのですから、ことさら法律によらなくともいいような感じがするのですが、そういう事情を考慮の上、なおこういう法律を出さなければならぬという理由がどこにあるのかを、第三として伺つておきたいと思ふのです。

○植木政府委員 今回この法律を提案いたしましたして御審議をお願いいたしました趣旨は、なるほどだいたいま大平委員の御指摘になりましたように、従来はもつと補助金の使用方について不適実に行われておつたのではないかと、従つて今回特に法律をもつて、しかも罰則を強化するような方法でやらなくとも、その前にもつと考える余地はありはしないかという御指摘でござ

います。まことにごもつともな仰せでございまして、その一つの不適正使用の根源が予算の積算のときにありはしないか、予算編成のときにありはしないかという御指摘も確かにその通りであると考えます。近年におきましての補助金の積算にあたりまして、必ずしも適実ではない場合がありはしないか、言いかえればわくをもつて与える、そのためにそのわくをルーズに使用して行くから不適正な使用が起るのではないかというふうな仰せだと思ひますが、そうしたことも確かに一つの大きな原因になつておると考えられますので、大蔵省の予算編成当局におきましても、十分各省と協議を遂げまして、でき得る限り補助金の内容について、ここ数年來のごときわくによつて予算をきめて行くというやり方をなるべく避けて、そうして個々の事案ごとにはたしてこれが最も適當なる金額であるかどうかという点について、なるべく深く入つて相談をし合つて行くという方針を持つておるのであります。しかし何分にも最近におきましての予算編成が、前後の状況とかいろいろな原因により非常に短かい期間にやつてしまふなければならぬことになつております。そのためにやはり思う通り、理想通りの内容の個々にわたつての精査が十分にわたる点があります。こうした点はできる限り努めて参るつもりではございしますが、なお別途に何かしかるべき方法がないかということをお伺い／＼考へておつた次第であります。一方決算等におきましていろいろ指摘されるその事態を考へてみますと、何かこれは法律の上で適正なる使用方法が明示され、もしもそれに

違反した場合にはしかるべき責任を負うということがいいのではないかと、この法律の御審議をお願いしておる趣旨なんでありまして、もちろんこれに關しましては、補助金を受ける側に対して十分なる注意を喚起するとともに、補助金を使用する側、すなわち官庁の側においても十分にこの法律にのつとめてやつてもらいたい、従來の補助金は、なるほど仰せのごとくそれ／＼各省においていろいろの条件を示し、その条件に該當しない場合には、あるいは計画通りに実行しない場合にはそれ／＼の措置を講じておるのでありますけれども、必ずしもそれが十分ではない、ことごとく省との間の食い違ひによりまして、その間に権衡を欠いておるといふような場合も見受けられます。従つて何かこゝでやはり各省を通じて補助金使用の場合にはどうした条件を示すかといふこととを法律の定めるところに從わせるようにして参りたいというのが、今回この法律を制定し、御審議をお願いしておる趣旨であります。

○淺香委員 動議を提出いたします。ただいま議題になつております九法案中、国の所有に属する自動車交換に關する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の實施に伴う所得税法の特例等に関する法律案の両法案につきましては、この程度で質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 長 ただいまの淺香君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○千葉委員 長 御異議ないようでありますから、ただいまの両案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

○千葉委員 長 起立総員。よつて右両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なおただいまの両案に關する委員長報告書作成の件につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

○千葉委員 長 次に、九法案中ただいまの二法案を除いた以外の法案につきまして、審議を続行いたします。福田君。

○福田(警)委員 私はこの際補助金等に關する予算の執行の適正化に關する法律案、なおまた出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案、この二法案に關連いたしまして、加藤法務大臣並びに政務次官にいささか御質問いたしたい、かように存するのであります。

そこで、加藤法務大臣は御就任早々で非常に御多用のことと存じますので、あらかじめ本委員会の運営に關しまして伺つておきたいのであります。が、本日は当委員会にお越しくださいまして大体幾時間ぐらいここに居つて御答弁願へるか、あなたの御予定をこの際伺つておきたい。

○加藤國務大臣 まことに済みませんが、幾つかの委員会に呼ばれておりますものですから、五分顔を上げればというぐらゐに承つたので、五、六分が十分ぐらゐにお許しを願ひます。

○福田(警)委員 實は大蔵委員会に法務大臣がお越しになられると、非常に審議の感に打たれると思ふのであります。が、どうしましても司法当局の御意見を當委員会の所管關係において率直に伺わないことには都合が悪いことがありますので、実は昨日からあなたの御出席をお待ち申しておつたわけなのであります。ただいまお越しくださいまして、不幸にして十分あるいは二十分というところは、私は非常に残念に存じますが、これまでやむを得ません。どうしても質問が残るようでございますれば、明日あるいは次回の委員会に御出席願ひましてあなたから直接の御答弁を願ひないことには、これに關連する法案の審議を続行することができませんので、どうぞその旨あらかじめ御了承願ひたいと思ふのであります。

そこで私はさつそく御質問いたしたいと思ふのであります。まず昨今問題になつておりますところの不祥事件と申しますか、汚職事件と申しますか、これと國費に關連したところの問題を忌憚なくあなたに伺つてみたいと思ふのであります。大体この汚職事件を分類いたしますと、いわゆる造船事件と申しますか、あるいは陸運事件と申しますか、あるいは町の金融に關するところの汚職事件と申しますか、この三つの問題に私は分類がで

きると思ふのであります。

そこで時間の関係上まず造船疑獄事件から御質問いたしてみたいと思ふのであります。大臣御就任されて日は浅うございませう。あなたは政党内として私たちの大先輩でありまして、法務省に席を置かれたことは日新しきといへども、おそらくこれに関連して政党内としての心構えなり、あるいは国民としてこれに対する心構えなり、そういったことは十分おわかりでございまいと思ふのであります。第一点に伺いたいのは、今度の造船疑獄事件に關して法務省は一俣予備金をどの程度支出されておられるか、その金額を大体伺いたい、こう思ふのであります。

○加藤國務大臣 たいだいま福田君の御質問であります。予備費といはしまして五千五百余万円を支出いたしておるのであります。承認を受けました額は、四千七百万円に別途流用額が八百六十余万円となつておりました。合計いたしまして五千万五千五百余万円に相なつております。

○福田(繁)委員 大体総額はわかりましたが、できることでありませうれば内訳のあらましを伺いたいと思ひます。

○加藤國務大臣 政府委員より答弁させます。

○竹内政府委員 五千五百六十八万七千円の内訳を申し上げます。予備費からいたしまして四千七百万円は、諸謝金といたしまして二百万円、檢察旅費といたしまして千六百三十万円、庁費といたしまして二千八百七十万円になつております。それから流用をいたしまして八百六十八万七千円の内訳は、報奨費といたしまして五百万円、

會議費として百万円、そのほか東京地方檢察庁並びに東京拘留所の營繕、補修費といたしまして合計二百六十八万七千円、かよになつております。

○福田(繁)委員 庁費の二千八百七十万円というのは、これまた内訳にしますとどういふことになつてゐますか。

○竹内政府委員 さらにこまかくその点を申し上げます。造船汚職事件關係をいたしまして一千三百七十九万九千円、保全經濟會及び日本殖産關係事件のものとして一千八百三十二万一千円、合計二千八百七十万円でございます。これをさらに分類いたしてこまかく申し上げます。備品費關係でございまして、庁用の器具費として兩者の事件を合計いたしまして申し上げますと、二百七十七万七千円、消耗品費關係では兩者合計いたしまして二千二百二十二万二千円、役務費關係で兩者合計いたしまして五百三十三万一千円、こういうことに相なります。

○福田(繁)委員 これは大体いつごろから使ひかけて、いつごろまでに消費した金額になりますか。

○竹内政府委員 この経費は、二月の十日現在の状況から一応三月末日までの状態をにらんだ経費でございます。その間に、予備費を請求いたしました当時の状況といたしまして、政府手持ちの予備費の金額等が少かつた事情がございまして、当面必要な額ということで御承認を得ましたが、その後の事件の發展等にかんがみまして、それでは少し足らなくなつて参りましたので、ただいま過年度支出になりました分の御承認を願うために交渉をいたしておる事情でございます。大体二千四百万円ぐらいの額が過年度支出になる

かと思ひます。

○福田(繁)委員 さすればたいだいま要求しておる金額合せまして、ほぼ五日間に七千百万ほどこの事件に消費した、こういうふうに判断してよろしうございませうか。

○竹内政府委員 たいだいまお尋ねの通り、さように御承知を願つてよろしいと思ひます。

○福田(繁)委員 そこで先輩加藤大臣に伺いたのであります。今伺いますと、五十日間に不幸にして八千万円弱の国費をお使いになつたことになるのであります。昨今、われ／＼は大体新聞、ラジオでこの事件の行方を見守つておるわけでありませうが、この期間中にこれだけの莫大な国費を使つて、言いかえればこれによつて國際的にわが国はこれだけの収獲があつたか、あるいはこれによつてどれだけの弊害があつたかといふことを率直に加藤醫學博士から伺いたい。

【委員長退席、淺香委員長代理着席】

○加藤國務大臣 今回の汚職事件ができましたことは、わが政界のためにも、わが国会の品位、信用を高めるためにおきまして私はまことに遺憾なことであると思ひまして、こういう汚職事件がすでに端を発したる以上は、私どもは徹底的にこの革正のため――末梢の諸君が、直接檢察の側に當つておられる諸君が、正義の念に燃えてやつておることとございませうがゆえに、そういう方に経費を使ひましてはなほだ相済みませんけれども、できるだけ手術いたしたいと思つておるのでございます。しかし、ただいまお話にありました國際的にどういふこ

とになつたかといふことは、私たたいま御答弁はできませんが、日本の政界の信用を少くとも、幾分なりとも失墜しておることはおおうべからざることであると思ひますが、これによりまして悪い毒が出ますれば、あとはいりつぱになることとございませうがゆえに、私は檢察當局の努力を多いたしておるものでございませう。

○福田(繁)委員 これだけの国費を使つて、政界肅正のためあくまで徹底的に悪い毒を出しになられるというそのお氣持は、私心から敬服いたすものであります。新聞で見まして、御承知の通りに檢察當局は非常に御苦心をされて、まつたく涙ぐましいほどの御努力を払つておられると私は聞いておるのであります。しかしながらこの数日間の法務省當局の動き方を見ておりますと、これだけ莫大の金額を使つてやつておるところの事件が、あるいは雲散霧消と申しますか、非常に不幸な結果に終るのじやないかといふやうな傾向があるのでございますが、あなたは法務大臣に御就任されてもはや一週間になられるのでございませうが、これを一応率直に伺いたしたいと思います。

○加藤國務大臣 私はまだ一週間にもなりませんが、日はどちらでもよろしうございませう。檢察當局の諸君が摘発及び捜査に努力せられることに關しましては、私は今何らこれをどうしておるということはなく、このことは欲するまゝにまかしておるのであります。

のでございませうが、昨今御承知の通りに、中小企業者は非常に金詰まりで、わずかに二十万、三十万の金がないがために、一家心中をやつておるというところが、新聞に發表されておる通り続出しておるわけなんです。この八千万円という金額を中小企業者にまわせば、あるいはあなたの御専門でありますところの結核病者のために新病棟でもつくつて、そういう者の更生資金にでも充てるならば実に國家國民のために益するところが多いと私は考える、しかしながら不幸にしてこいつた政財界の不祥事件が起つたがために、政界の肅正、國家のために、この金額を投げ出して、檢察當局は涙ぐましいほどの努力を払つてやつておるのでございませうから、せつかくあなたのような人格高潔な、またわれ／＼政党内として敬意を表しておられます方が法務大臣に御就任されたのだから、あの前法務大臣のように指揮權を行使して、國民の怨嗟の的になり、憤激をやるせないやうな結果には絶対しないようにして、徹頭徹尾これを敢行してもらいたい。それが言いかえれば日本の法律を保護するために必要なと私は考えるのであります。

そこであなたに結論を申し上げたいのであります。犬養法務大臣によつて檢察當局の御要求を拒否されました結果、言いかえれば私たちは日本の法律というものを保持する点において、非常に不明朗な、嘆かわしい結果になつておる、法の威信を保持することが困難になつておる、こういうように見えておるのであります。あなたはこのこれに對してどうお考えになられるか。

○加藤國務大臣 檢察当局がたいたいのような多大の経費を使つた、それをほかの方面に向けたら有効でないかという事でございしますが、これはいかにも同感であります、病氣を断つ手術料と見るのはかたし方はないと思つておる次第でございます。私といたしましては、ただいまの御質問にありましては、たゞとく、檢察当局の欲するところによりまして、捜査はできるだけやつてもらいたい、こう思つて、これに對してあえて制肘したり、かれこれくちばしを出すことは少しもいたしません。ただこの場合うまいことを言つて一時を糊塗することではありませんがゆえに、私の考えを申し上げます、刑事政策の上より、国家の大局の上より、政治家の私といたしましては判断を下さねばならぬときがあるかもしれせん。これはあらかじめ御了承願いたいのでありまして、そのときには私は毅然たる態度をもちまして、どなたの制肘も受けず、どなたの依頼も受けず、私の所信に邁進したい、こういうことがあるかもしれせん。これはあらかじめ御了承願いたいということを希望いたします。

○福田(繁)委員 非常に心強い御答弁を伺ひまして、われ／＼も了とするのであります、われ／＼は決して手術料を惜しんでどうこう言ふのじやないのです。ほんとうに、この病人を徹底的に手術して完全になるものならば、万一この八千万なり一億で足らなければ、もう少し予備金を出すということもやぶさかでない、ただえてして——あなたはさうなことはありませんけれども、町のよくいうやぶ医者というものは、手術料をどん／＼とつ

ておきながら、病人をなおさなくて、むしろそのために半身不随になつて、あたら生命のあるものを短命に終らせ、それが間々あるものであります。私も、さういつたものを根本的になおすところの手術料を遠慮なくお使いになられて、さうしておやりになること。それからもう一つ、後半にあなたもおつしやいました、そのお気持は尊敬いたします。尊敬いたしますけれども、それはあくまでも憲法のもとにおいておやりにならないければいけません。私は、きょう、あなたは時間がないうから本論に入れないが、この間の犬養法務大臣のつた態度は憲法違反だと思ふ。私はこの問題に對してあなたと多少意見を交換してみようと思つておつた。あくまでも憲法を基礎にして檢察庁法を適用されないことに、運用されないことには——憲法を無視してはいかぬですよ。われ／＼政党内として、政治家としての立場に立つて事を処することは当然なことである。憲法を基礎に置いておやりになることが絶対的に欠くことのできない必要條件だと私は考へておる。これに對してあなたはどうか考へになつておられますか。

○加藤國務大臣 私が先刻お答へいたしましたのは、もちろん憲法の文章その他法規によつて——私が裁量をする場合は、憲法の文章、法規によることは当然のことでございます。

○佐々木(更)委員 福田委員の質問に關連をして、法務大臣に二、三たしたいと存じます。福田委員も申されました通り、今回、他の犯罪もそうでございますが、内外を驚倒させておりまする造船利子補給法案をめぐるいわゆる

る造船利子補給の決定的な摘発と、これの解決は、国民のひとしく望んでおるところであります。従つて、これらの犯罪捜査のためにいゝゆる予算外支出を八千万円したという事は、もしこれがほんとうに適正な解決をされるならば、必ずしも多額とは言へないのでございます。ところが法務大臣御承知の通り、この造船利子補給法案にかゝる疑獄事件は、その中心とも見らるべき自由党の佐藤幹事長に對して、檢察当局が逮捕許諾の稟請を政府にした場合において、政府は、これは現在の重要法案にきわめて大きな影響があるという理由のもとに、この許諾稟請に對して指揮権を發動したために、今日まで八千万円を使い、さうして五十数日間を費し、日本の檢察能力の一切をここに集中したこの造船利子補給事件を中心として、あらゆる汚職事件がうやむやに葬られようとするに對して、私は、福田委員も申されました通り、国民ひとしく憤慨をしておるところであります。それで新法務大臣は、ただいまの御答弁によりまして、これらのことについて自分としては断固として摘発をゆるめない、言葉は多少違ひますが、摘発は進める、いわゆる檢察当局の活動に對して何ら制肘を加えない、必要があれば自分は正しい立場に立つて断固としてこれらの問題解決のために職権を尽すという意味の答弁をされました。そこで私は、加藤法務大臣のさういふ決意の披露に對して一点の疑いをも有するのであります。というの、もし真に法務大臣が、今の決意の披露がほんとうだといはしますならば、今日といえども、あなたはこの正しい権限の行使には躊躇すべきではあ

りません。従つて私は、今日幾多の疑惑を持つており、かつ政府が不当にいゝゆる檢察庁法第十四条の指揮権の運用によつてこの犯罪をやむやにしようとする、さういふことに對して、法務大臣は当然憤慨を感じておるはずであります。従つて法務大臣は、今ただちにでも、この檢察庁の捜査を十分ならしむるために、前犬養法相のなしたる指揮権の発動を撤回する意思があるかどうか。かりに自発的に撤回する意思がないとしても、檢察当局が再びこれを政府に稟請して来る場合において、加藤法務大臣はこれに許諾を与える意思があるかどうか、この点はつてお伺ひいたします。

○加藤國務大臣 前の法務大臣犬養君が、檢察庁法のいゝゆる第十四条の指揮権を行使せられたことにつきまして、私これを今取消すというつもりはありません。將來さういふような問題が起きたときにはどうするかという御質問でございしますが、將來どういふ問題が起るかこれはまだわかりませんが、できました場合はとくと考へたいと思ひます。

○佐々木(更)委員 だから法務大臣の決意というものは、これは欺瞞と考へなければならぬ。あなたは前犬養法務大臣があいゝる指揮権を發動したあとになつて、犬養法務大臣と考へが違つておらない。あなたは政党を代表して、檢察当局に對して、依然として指揮権発動のあの形態のもとにおいてこの汚職事件を解決しようとなつておる。あなたは一体あいゝる指揮権の発動をなさいます、檢察当局をなさいます、檢察当局の士氣が沮喪しておるといふことをお認めになるかどうか

か、この点どうでございしますか。

○加藤國務大臣 私は犬養君がいたしました指揮権行使の結果、士氣が非常に沮喪したといふようなことも新聞で伝えられておるのでありますが、私の信ずるところによれば、新聞に報道されることとはなからう、さう思つておるのであります、一切の捜査をこれがために打ちとめてあるとか、あるいは中止を命じたといふことはございせん。ただ身柄を拘束することをとめただけでございまして、あるいは常識から見れば、捜査上幾分不便があるかもしれないけれども、これを中止、停止、打ち切りをされたといふことではないのであります、私は、ただいま御心配になるようなことはなからうと思つております。

○福田(繁)委員 拒否権問題はいづれ他の委員会においてとくとお伺ひすることにしたします。

そこで私は、専門家の三浦政務次官に率直に伺ひたいと思ふ。あなたは就任される前は法曹界の權威者であられたので、一言率直に伺つてみたい。先般国会において佐藤氏の逮捕を拒否いたしました以来、新聞によりまして、それまで小菅なりあるいは警視庁に收容してありました贈賄容疑者をどんどん釈放しておる、さう出しておるのであります、これは事実その通りでございしますか、これを伺ひたいと思ひます。

○三浦政府委員 贈賄者側の身柄の釈放は、これはどん／＼というわけではないのであります、勾留の期間は御承知の通り法律できまつておりますから、勾留期間が満期になるか、あるいは取調べが一段落つけば、これは一応

起訴するか、あるいは身柄を釈放して起訴するか、いずれかの方法をとらなければならぬわけであります。一定の法律の限度を越えてこれを勾留するといふことは、法律の建前から、また人権擁護の建前から、これは許されないことであります。そういう意味におきまして、やはり法律の命ずるところに従つて、捜査当局が一応身柄を釈放する、あるいはまた起訴された場合に、身柄は当然出るのであります。ことに起訴された場合には、これは権利保障の立場におきまして保釈することは当然であります。万やむを得ない事情以外には保釈することが、原則でありますから、これは何ら違憲の処置ではないと思ひます。

○福田(繁)委員 そこで、伺いたいのは、贈賄というのは、御承知の通りものをやる方、ものをやる以上は必ず受取つた取賄側の者がなければならぬ。そこで佐藤君の事件以来、贈賄容疑者を、調べが済んだのでございまして、ああいふふう法に基いて釈放されたわけでありまして、釈放されたといふことは、露骨に言つて、これは社会に帰つて来るということであります。贈賄容疑者が社会に帰つて来るということは、ものを受取つた方の取賄者側は社会におるわけでありまして、言いかえれば、公然とお互いの文通なり行つたり来たりができませんね。これを言いかえると、証拠は完全になくなりまして、証拠が完全になくなりまして、起訴できぬということになります。わな。起訴できぬことになると、事件がいよいよ雲散霧消することになる。そこで私はあなたに伺いたいのであり

まするが、先ほどから当局の説明されましたように、八千二百六十五万円という莫大な金額——これは少くとも国民の膏血をしぼるような税金の結晶なんです。これだけの金を使つておきながら、ほかの事件ならいざ知らず、贈賄、取賄という車の両輪のようなものになつておるものを、贈賄者も取賄者ともに監禁して調べて行くならば、証拠も保全ができる。傍証が固まれば、証拠も固まると、検察当局も起訴ができる。起訴ができるということは、裁判において有罪なり無罪の判決が下る。これで国費を八千万なり九千万なり使つたところのことが成り立つわけなんです。国民も納得するわけなんです。しかるにそこまで行かなくして、贈賄者側の方をどん／＼娯楽に出してしまひ、取賄者側と朝な夕なお互ひに文通できるようにしてしまふ。そのために証拠がなくなつてしまふ。こういうことにしておいて、はたして法の尊厳を維持することができるとかという点と同時に国民が、八千万もの金を使つて今日のような段階に事件がぼやけかかつておるのだといふことを見た場合に、はたして専門家のあなたとしてどうお考えになられるか、これを伺いたいと思ふ。

○三浦政府委員 私は普通の考え方において少し誤れる点があるのじやないかと思ふのです。一体身柄を拘束して調べるということは、これは例外なんです。拘束しないで調べるのが原則なんです。ただ証拠隠滅その他の重要な場合において身柄を拘束するのです。そこで贈賄者側の身柄を拘束して同時に他との交通を遮断して取調べるとした。そのために贈賄者側を御承知の通

り召喚もし、取調べもし、また国会議員の方も、御承知の通り召喚をしておりますが、同時に取賄者側におきましても、贈賄者側を取賄中に任意出頭によつて十分取調べしておるわけでありまして、取調べしておりますと、あらゆる証拠といふものは、他のい／＼／＼関係の証拠を調べるのでありまして、これは必ずしも取賄しなれば取調べができませんといふことはあり得ないのであります。すでに贈賄者を十分に取調べをし、同時に交通遮断中に、身柄を拘束しなくとも十分取調べれば、大体事件の全貌はそれでわかるわけでありまして、その間に取調べに身柄を拘束しなれば——身柄を拘束する方が取調べは便利で、捜査当局としては調べるのに便利であります。必ずしも身柄を拘束しなれば取調べができないといふことは、私はなかりと思ふのです。(「釈放すれば談合するじやないか」と呼ぶ者あり)談合というても、そういうことは釈放前においても関係者を取調べておる以上、大体の証拠ができておるわけでありまして、むしろ反対に、交通遮断中に被告を取調べによつて、むしろ拘束された苦痛のためにあるいは自由をさせるというならば、これは憲法上非常な危険を伴うのでありまして、強要するといふような危険をはらむことを考えるならば、私は必ずしも身柄を拘束しなれば取調べができないといふようなことはなからうと思ひます。

○福田(繁)委員 今のあなたの御答弁に對しまして、私はもう少しあなたに質問がしたいと思ふのであります。法務大臣が非常にお急ぎになつておるから、あなたへの質問はあとまわしにしますから、もうちよつと残つておつてもらいたい。

そこで法務大臣に伺いたいのであります。今度の疑獄事件において、被疑者で生命を断つた者、言いかえれば自殺をした者が何人あるか。それと檢察事務に携つておるところの檢察庁の役職員が何人ほどこれによつて命を断つたか。これをあなたから伺いたいと思ふ。

○加藤國務大臣 それは私実は詳細なことはわかりませんが、他日調査しまして、あるいは他の政府委員からお答えさせてもよろしいと思ひます。

○福田(繁)委員 それは資料を提出してもらひましょう。万一あなたが知らぬとおしやるならば申し上げたい。

今度の被疑者の中において、少くとも二人かの自殺者がある。同時にまた檢察事務に携つておる者において、本人が、これがために疲勞困憊の域に達してなくなつた氣の毒な方がある。あるいはまた御家族が、不幸にして主人と相まみゆる機会がなくしてあの世に行かれたといふ犠牲者がある。言いかえれば、国民が納めたところの多額の金額約八千数百万、人命を犠牲にしたこと数多、これだけの大事事件でありまして、あなたに選挙区は名古屋でありまして、あなたが、名古屋といわず、九州といわず、青森といわず、北海道といわず、すべての国民があなたの一挙一動を心静かに見ておるわけなんです。もしあなたが誤つた場合には、九千万の国民の怒聲の、のろいの声があなたのもとに集中される。こういうことをあなたはとくと御認識されて、この事件に誤らない旨を確約して

もらひたい。確約と言つて語弊がありますが、はつきりその心構えをお持ちになられて、この委員会を通じて、すべての国民が、なるほど医学博士であつてこそあれ／＼の国費がむだづかいでなければ、また犠牲者の魂も浮べるんだという安心、安住のでき得るようになつて、この機会にあなたの言葉をもちて国民に通じさせてもらひたい、こう私は思ふ。今申しましたことを要約しますならば、新しい法務大臣としてのあなたの御決心のほどをここで述べにあられて、そしてほかに委員会に行つてもらひたい、こう思ふのです。

○加藤國務大臣 今回の汚職事件に關しまして、ただいま福田君が仰せになりましたごとく、多額の経費を使い、これがために悲惨なる死をいたしたことは新聞でも知つておることでございます。それでこの政界浄正の効果がこのために上りますれば、この犠牲者も忍ぶことができる、こう思ふのでございまして、その点につきまして私の態度は、先刻あなたの御質問のときにお答えした通りでございます。

○春日委員 大臣にお伺いをいたしますが、檢察庁法第十四条によつて指揮権が發動されたことは、端的に言えれば、取賄者に対する逮捕禁止の命令が法務大臣によつて檢察総長に出されたことを意味するわけでありまして、従ひまして常識的に考へてみますならば、ただいま福田委員の質問の中にもありますが、取賄者を留置拘束しておいても、取賄者を政府の圧力によつて逮捕することを禁止されたということであれば、これは捜査を効果的に執行することがおそくは不可能に相なるで

ございましょう。そこで考えられることは、国会が終つて、自由にその者を逮捕して一般の捜査ができるような期間を待つ、それまでの贈賄被疑者をとめておくのと、それからそういうことは刑事訴訟法によつてできないから、これはいつそ早期に釈放してしまふのと、二つの場合が考えられると思ふのであります。そこで現案の推移といたしましては、結局収賄者側を逮捕することができないので、これ以上長く贈賄者を逮捕しておいても意味をなさないということで、緩々釈放されておるといふことは現実が示しておる通りでございます。そこで私が大臣に質問したいことは、この造船疑獄捜査に關する費用といたしまして八千数百万円の国費が支出されておるのである。これはすべて國民の血税によつてまかなわれた費用であるが、これがほんとうに効果的に使用されておると思ふになつておりますか、あるいは今にして考えれば指揮権発動を契機として、この八千万円はまことにむだな金を出したものでした、こういうふうなお考えをお持ちになつておりますか。この点非常に公正、中正であられる大臣から、大體の感懐されるところをひとつお伺いしたいと思ふのでございます。

○加藤国務大臣 たいま御質問でございますが、これが有効であるか、無効であるかといふことは予断を許さないものであります。これが最後には裁判にかけられ、公判の結果によつて明白になると思ひます。それでこれが無罪になりますやらず有罪になりますやらず、そういう将来のことは予断を許しませんし、何人もわからないと思ひます。そこでこの経費がむだになつたか

ならぬかといふことは、その結果をまたなければわかりませんが、少くともこういう手術料——先刻お話の手術料は、そのあとの結果によらなければならぬことでありまして、たとい無効になると仮定いたしましても、手術はしなければならぬ。有効でありますれば、さらにけつこうであります。これは私から何もかれこれ申し上げることはできないのでございます。

○春日委員 まるでどうもない御答弁で、全然わけがわからないのでございますが、私がお伺いをいたしてありますのは、この八千万円の国費の支出たるや、国会がこれに承認を与えておりますことは、この造船疑獄ははなはだしく国政を乱るものである、従つてこれは的確に調査してもらひたい。正しい者は正しい、それから悪いやつは悪いやつ、こういううまいに処断してもらわなければ、国の秩序が乱れてしまふのだ。乏しい中からでも八千万円を使つてやつてもらひたいといふて、この支出が承認をされておるのでございます。しこうして費用も十分準備され、調査の態勢も完備されたのだが、そこで青天の霹靂のごとくに、おそろくは検査当局にしてみればはからざるところの指揮権が発動された。従つて調査することができなくなつたじやありませんか。たとえばたゞいまの三浦さんの御答弁によりますとこれは自由の立場によつて取調べると言われる、そういうことでありますけれども、これははなはだもつてのほかのことであります。

かりにそういうことが原則であるとするならば、現在その身柄を拘束してずん／＼取調べておりますし、のみな

らず今まで国会議員といへども逮捕請求すに四人に及んでおりますが、こういうふうな原則を乗り越えて取調べを行つておるところのあなたの部下である検査官そのものは、はなはだ不届きである。その責任はやはりあなたの方にとぼつちりになつて歸つて来るのであります。あなた方は検査庁法第四條、第六條を通じてやはり指揮監督しておるのならば、原則的には自由によつて調査、取調べをさせるのがほんとうであるにかかわらず、逮捕要求をして、国会の審議中にもかかわらず身柄を拘束して取調べておる。これははなはだしく不当な取調べ方である。この不当な取調べ方をさせた者は一体だれであるか、それはあなたの政府そのものではないか。今までの四人についてはこれは当然のやり方であつて、佐藤幹事長の場合だけは自由で取調べなければならぬといふ、そのようなかかげた立論がなし得るでありましようか。ばかなことをおつしやつてはなりません。

そこでさらに私は大臣にお伺いをいたしたいのでありますが、これが有効であつたか無効であつたかといふことは、これはやはり結果を見てみなければわからぬとおつしやるのだが、結果に対して大きな影響を与えておるじやありませんか。佐藤幹事長に対する逮捕要求も、検査当局の要求される通りに行われておるならば、すなわち法律に基くところの調査が行われ、あるがままの結果が出て来るが、あるがままの結果に対して政治的な一つの圧力が加えられれば、結果がゆがめられて来るではありませんか。そのことは当然考えられる事柄であらうと思ふのであ

ります。結果を見なければわからぬというふうなことは私は理解できません。結果に対して影響を与えておいて、その結果を公正なものとしてわれわれが批判できるでありましようか。もう一ぺん大臣から御答弁を願ひたいと思ふ。

○加藤国務大臣 法律的のこまかい解釈は他の政府委員からお答えいたすと思ひますが、私の政治的常識から申しますれば、捜査の上から申しますれば、被疑者をことごとく拘束いたしまして調べたならば一番よくわかるだらうと思ひますが、これは基本的人権を尊重する上よりしてできないことであると思ひます。それでただいまのようにな任意出頭と申しますか、いろいろな方法において捜査をいたしておることであると信じます。しこうして春日君の御質問は、いかに法律に反した行動をしたといふ御質問のように承りますが、これは検査庁法第十四條にいうこともありますが、これは見方はいろいろあるもので、これは見方は遂行の上においても、國際上の立場においても、異例の場合であるがゆえに異例の措置をとつた、こういうことを申しておるのでありますが、この批判は別といたしまして、これによつて違法な処置をしたといふことではないと思ひます。ことにこれが裁判の結果がどうなりましたところが、先刻からお話がありました以上は、一つのできものがあつた以上は、その結果がどうであつても、それを切つてある程度うみを出すといふことは、将来の結果いかんにかかわらず、当然すべきことでありまして、このために手術料は高くなりまして、これはごしんぼうを

願うよりいたし方がないのであります。

○春日委員 私はできものを切るために手術料を國民が払う、そのことはわかるのです。ところがあなたは手術料だけ払ひして、できものを切開しないのです。だから國民が怒つておるのです。佐藤さんがいふ／＼なできものをつくつたので、これを手術してくれといふので八千万円出した。ところがその手術をしてはいけなかつたといつて、検査庁法第十四條を発動された。だから國民は、手術料だけ払つて手術してもらへないから怒つておるのです。だからこの点はひとつ十分御理解を願ひなければなりません。あなたは本日の毎日新聞に載つておりました記事をおそろくお目通しになつておると思ふのであります。そこには、現内閣は指揮権内閣であるといわれている。さらにまた荒木改進黨国会対策委員長に対する逮捕諸請の請求を拒否したことによつて、国会についてこれを拒否権議會だとしておるのでございます。そこであなたは、この指揮権内閣の法務大臣たる主管者といひまして、この指揮権内閣の一つの象徴である。今あなたがおつしやつたのは、国全体から考へて、このことがこんな重大な問題になつて来るというやうなことが強く考へられるならば、何人の制肘、影響を受けることなく、断固として事を決するといふ不退転の決意を今表明されたと思ふのであります。私はこの司法権に対する政府のクーデターにひいては司法、立法、行政の三権分立の権衡が今やここにくずれつつあるのではないかと思ふのでございま

か、法務大臣としての責任のある答弁を願いたい。

○加藤國務大臣　私は檢察陣の諸君がそういうことの熱望をいたしたことも正しいと思います。しかしてまた国家的見地、高所大所より見てこういう措置に出たことも、これは意見はありまするが、大養君としては正しいことであつたと思います。

○井上委員　その国家的見地で大養君が正しいと判断をされたあなたは、そのことで事務を引継ぎされたんだから、今日ではそれがあなたの責任になつておる。そこで伺いますが、問題は、佐藤幹事長の幹事長としての国会における、あるいは政治における地位であります。これは何も幹事長は終身的なものであるわけでもなし、あるいは幹事長がいなければ国会の議事の運営ができないうものでもなし、国政の運用に重大な支障を来すというものでもありません。いつでも必要があるならば、法務大臣が責任を負うてやめられて、そのかわりにあなたが法務大臣になつたと同じように、あなたが全然法務畑の人でないのに法務大臣におすわりになつて、この重大な檢察事件を指揮監督される地位についても支障を来さないという御答弁をあなたはされておるでしよう。あなたは党の幹事長よりもつと上の、高い国の政治の一角におすわりになつておる。そういう重大な役職の変更が行われようが一向さしつかえないという御答弁をされておる。幹事長が、国民から見た場合、また檢察陣から見た場合、これは当然逮捕されなければ事件の解決ができないとしておるのに、これをかえたところと一向さしつかえないではありません。

す。

○小川(豊)委員 私は質問ではありません。大臣は専門家でなくて、常識的な解決をなさるといふことを期待して、お尋ねしたい思います。私農協の仕事をしております。今農協は非常に困つておるので、その再建整備に乗り出しておるのです。たま／＼ある旧りの村の農協が、三百万円ばかりの事件で破産に瀕した。それを調べて行きますしたところが、これは人の名譽に關しますから、私ここに名前を發表しません、大臣をやられた方で、しかもあなたの方の政党的非常に重要な地位におられる方が、森脇光次のところから三百万円、二十七年の六月から九月の間に陣中見舞として秘書と一緒に行つて交渉して、受取つていて。ところがこの農協はその森脇の關係してゐる会社へ三百万円の炭を売つておる。そうしてその手形が落ちないから、請求に再々行つたところが、これはその方に三百万円やることがなつてゐるから、待つてもらいたい。さらに請求に行つたところが、ちやうど三百万円減すところであつた。そのところに立ち會つて、私どもも見たら、やむを得ないで受取らないで歸つて來てゐる。そこから返してもらえろと思つたところが、その方も返してくれない。とうとう農協は破産するような状態になつておる。これは事件にはまだそれほどなつていませんが、私は非常に常識に富んでおられる大臣に、この問題の解決について御所見を承りたい、こう思つておりますが、ぜひ大臣の出席できる御都合のできる御都合のつく日をこゝでお知らせ願つて、私も出席してお尋ねしたい、かように思つておるので

○加藤國務大臣 私は法務大臣に就任いたしましたけれども、そういう一地方とは申しませんが、個々の問題について判断することは、なか／＼困難で

「ございますがゆえに、それは適當の機關がございましてやるということとで、それにひとつまかせて、そういう問題については公正に捜査をいたさせるとか、適當の措置をとらしたいと思ひます。

○小川(豊)委員 私はこれを事件にし
ようとか、そういう意味ではない。農
協の再建のために——一つの村の農業
協同組合がつぶれようとしてゐる。こ
れを再建するためには、こういう問題
の解決は、これはむしろ専門的という
よりも、あなたのような豊富な常識人
によつて解決する方がいいと思います
から、その点をぜひ御協力願つて、あな
たの御所見を承りたいと思つてゐるの
ですから、ぜひ出る日を適当な時期と
いうことでなく、お知らせ願ひたい。
○加藤国務大臣 よく承りましてござ
います。

○井上委員 三浦次官に伺いますが、これは非常に重大な問題ですから、明確にしておきたいと思ひます。ただいま大臣の答弁によると、犬養前法務大臣がやつたことであつて、私としては何とも申されぬ、こういう責任のがれの答弁がございました。あなたはこの問題に対してどういう御所見をお持ちになつておりますか。特に野党の第一党である改進黨の荒木氏の逮捕許諾が要求されたときに、前の犬養法務大臣はこれを国会に許諾の請求をいたしております。野党の国会対策の最高責任者の逮捕許諾の場合にはこれを要求し

ておいて、与党の幹事長の場合は、政治上及び影響が大きいということであることを拒否する取扱いは、一体妥当な取扱いとお考えになつておりますか、それを伺いたい。

○三浦政府委員 贈収贈送事件におきましては、御承知の通り、当事者の供述などということが非常に重要な証拠になるわけでありまして、そういう意味におきまして、この種の事件は証拠隠滅を防ぐというような意味からも、身柄を

拘束して調べることややむを得ないの
であります。そういう意味におきまし
て、今回の事件におきましても多くの
身柄を拘束してゐるわけあります。
身柄を拘束して事実の真相を探求する
ということとは、これはやむを得ない措
置なのであります。ただ先ほども御質
問がありましたが、国会において前の
議員の場合において四名の人が逮捕さ
れ、あとは今度の佐藤幹事長の場合に
おいてこれが逮捕に対する指揮権を発
動したというところに、ただいまのよ
うないろ／＼な疑問があると思います
が、事件はやはりその一つ／＼によつ

ていろいろ違うのでありまして、いかなる事件でも同じ関係ということとはなか／＼ないのであります。前の四氏の場合におきましては、事実の探求のために証拠隠滅を防ぐという意味におきまして、ああいうまことにお気の毒な処置に出たわけであります。それでありまして、逮捕したということにつきましては何ら違法ではございません。その点は、先ほど違法な処置だからといういろ／＼な御意見がありました。これは違法な処置ではありません。やむを得ない当然の措置であります。しからば佐藤さんの場合はどうか

という公平論をいろう。世上の御意見も承りますが、今度の佐藤さんの場合には、大臣からも答弁がありました。が、やむを得ない異例の処置として、そうして重要法案の審議終了まで、こ

れが一時逮捕することに對する猶予と申しましようか、そういう時期が来るまでとめたのであります。そういう処置は、國策と申しますか刑事政策の立場からやむを得ない、まことに異例な処置としてとつたわけでありま

が、それだからと申しまして、別にこれを逮捕しないというわけでもございませんまい。私のような者がこういう大きな問題について答弁することほどどうかと思いますが、逮捕しないわけじやなくて、重要法案の審議とのにらみ合せのために一時猶予しておるような趣旨のようであります。同時にまた、こういう異例な処置をとることは、もちろんできれば避けたいのでありますようにけれども、前の法務大臣が声明を出したようないろ／＼な実情のもとにおいて行われたのでありますして、やむを得ない処置として御了解願いたいわけ

であります。同時に、これがある意味におきましては公平な処置じやないという御議論もいろいろあるかもしれませんが、事件々々がみな違いますし、また同時に犯罪捜査の場合におきましても、それは犯罪の容疑がある場合において徹底的な取調べをするわけであります。金額が多いからといって必ずしもそれが犯罪になると限つたものではないのでありまして、そういう渾職罪のような事件につきましては、微妙でない／＼の問題等が非常に重要性を帯びるのでありますから、どうかそういう意味におきまして、それが不公平

○井上委員　私の質問しておりますのは、私に「違法だ」といふような誤解がないように、この際御了解を願いたいと思ひます。

はそういうことじゃないのです。改進黨の荒木国会対策委員長の場合は許諾を請求したのですが、どつちかと申しますと、あなたのおつしやる国政審議といいますが、重要法案の審議を促進いたします場合は、国会役員というの

は非常に重要でございます。普通の政党活動の場合は幹事長というものが非常に重要でございますけれども、国会における議案の審査、運営の面では、国会対策委員長なり政策調査会長というものが非常に重要な役割を果たしていることは御存じの通りであります。その重要な野党の最高の責任者である者に対しては逮捕許諾を請求することを認めておいて、一方幹事長の場合はこれが国政に非常に重要な影響を及ぼし、かつまた重要法案の審査の上に影響ありとして、檢察陣が一致して要求したものを、檢察庁法十四条によつて

一時逮捕許諾の請求をしないというこの取扱いの不均衡——国会議員としては同等の権限を持ち、同等の資格が保障されております。しかるに一方においてはそれが許され、一方の場合はそれが許されぬ。しかも政策審議の上からいえば、国会役員の方が重要なんです。ところが一党の場合はそれを許し、一党の場合は許さないというこの取扱いの不公平をどうしようということです。そういうことをして正しいことをやっておるとお考えになつても、国民は承知しません。そこをあなたに聞いているのです。一党の場合はかまわ

ぬ、ところが一党の場合はそれがいいかぬ、そういうのは一体どういふことです。そういうことをやるから、時の政府の権限によつて司法権がゆがめられ、という疑いを国民が持つて来るじやないか。

ありませんか。もしあなたの言う国政運用上、特に重要法案の審議を促進するという立場からいふならば、いづれの党の者であろうとも、それが枢要な地位についておる場合はその及ぼす影響が大きいから、法案の審議が済む

まですばらく待つたらどうか。もしどうしてもやらなければならぬとするならば、任意出頭で十分やり得るのではないか、ということを荒木さんの場合でも言うべきじゃないか。荒木さんの場合は平気でそれを許しておいて、事与党の幹事長になった場合は、いろいろなくつをつけて、それでもつて許諾の請求をしないというこの政治的不公平をどうするのです。問題はそこにある。それに対して国民は疑いを持ち、輿論はやかましく言うておるのです。その点に対してあなたの答弁はつきりしてない。ある党の場合はか

まわぬ片一方の党の場合はいかぬ、
 そういふふうには法律が二重に使われる
 のですか。政治的に法律を使つていい
 のですか。盛んに刑事政策とかどうや
 とか言うのだけれども、そんな都合の
 いいようなことをやられたら、国民は
 たまつたものではありませんぞ。お前
 は顔色が悪いから、お前の顔がおかし
 いからというので、その権力を持つて
 おる人に法律をどつちでもこつちでも
 都合のいいように使われたらたまつた
 ものではありません。そこるところを
 国民が納得するようにもつとはつぎり
 言いなさい。

○三浦政府委員 法律の運用をそういうふうによつて区別していけないことは、御意見の通りでありまして、人によつて区別するとかいうことは決してすべきものではないのであります。公平にやるべきものだと思ひます。ただ犯罪は一件々違ふのです。証拠隠滅のおそれ……(そう)いうことを言うときとまた行くときと……(そう)いう意味において、前の荒木さんの場合はその事件の性質上、事件の取調への関係上、やむを得ず逮捕の請求をせざるを得なかつたのであります。また佐藤さんの場合も、もちろん捜査当局はそうやつたのであります。したが、ただそれは前法務大臣がそういう国策と申しますか、重要法案審議という立場から十四条を發動した、こういうことで御了解を願ひたいと思つておられます。不公平に取扱つたという誤解の決してないようには、私はこの際にはつきり申し上げておきます。

○福田(繁)委員 逮捕問題はいづれまた法務委員会で伺ふことにいたします。ただ先ほどからあなたの御答弁を聞いておきますと、佐藤君の問題に対しては異例の措置として重要法案審議までは保留する、こういう言葉を使つておられるが、さすれば重要法案の審議を終えたときには、佐藤君をもう一度逮捕されるというお考えでありますか。これは誤解があつたらういふから、はつきりあなたからあらためて御答弁しておいてもらひたい。

○三浦政府委員 重要法案の審議が終つた場合には——これはあの逮捕を一時見合せるといふことも、重要法案の審議といふことになつておるようでありますから、重要法案の審議が終つた

というふうな段階に来ますれば、そのときはあらためて何かの方法が考えられるのではなからうかと思つたのであります。しかしながらどういふふうにするかという確定したことを、私の立場において明確に御答弁することは遠慮しなければならぬと思ひます。

○福田(繁)委員 これ以上あなたに質問しませんが、おそろく二、三日しなれば速記録ができますから、よくごらん願つてはつきりしておいていただきたい。さもないと、とかくの誤解を生ずるような御答弁であつたから、ひとつ御熟慮を願ひたいのであります。きよう幸いに経理部長が来ておるようですから、大蔵委員として経理部長に一点伺ひたいのだが、聞くところにより、今度の汚職検査に關して、檢察庁の方ではなるべく短期間に能率をあげるために、あちらこちらに檢察庁員の宿舎といふか、連絡場所と申しますか、相当の件数の不動産を御購入なさつたといふことを聞いておられるが、そういう事実があるのか、あるとするならば、あなたが先ほどおつしやつたどの項目に、いかほどの金額を計上して、どういふ不動産をお求めになつておられるかといふことを伺ひたい。

○竹内政府委員 今度の事件で各地に不動産を買い求めておられるのではないかと、御質問でございますが、さういふ事実はございません。不動産關係につきましても、先ほど御説明申し上げましたように、東京地検の庁舎の中の施設を改造いたしました点と、東京拘留所の中に調室を設けた点、この二箇所だけであります。巷間に伝えられます市内の宿所といふものは、全然予算とは關係のないものであります。

○福田(繁)委員 そうすると、巷間伝えられておる誤解を一掃するために、なお繰返してあなたに再確認いたしましたと思うのですが、巷間伝えられるように、東京地内にかつて住宅なりあるいは旅館であつたものを数箇所今度檢察庁が購入したとして、そうして今度の汚職事件の検査の足だまりにしておるという、そういう事実はあるのか、この際誤解を一掃するために、あなたからはつきり答弁を求めておきたいと思ふ。

○竹内政府委員 はつきり申し上げますが、さういふ購入をした事実もございません。

○福田(繁)委員 最後に一点伺ひたいのであります。先ほどからお聞きのように、当大蔵委員会で、國費に關連してこの事件をどういふふうに重大視いたしておるわけなんです。法務省とされましては、この事件をあくまで法の命ずるところに従つて遂行するわけなんです。それに対して、これもまた聞くところによると、経費を内閣が削つて、承認しなくて、必須欠くべからざるどころの経費に非常に不自由されておるといふのですが、そういう事実があるかないか。

○竹内政府委員 必須な経費につきましては、私に不自由をしておるといふことは、私に不敏にしまして伺つておるまじいのですが、一庁によりましては、あるいは若干の不自由を特に感じておる庁もないとは申しませんが、全般的に見まして、必要な経費を出すといふことに全力をいたしております。私の聞いておりますところでは、特にそういう

ような事情がない、かように確信いたします。

○福田(繁)委員 もう一点で終わります。法務省として内閣に対して予備金を請求した場合に、聞くところによると、最近非常にそれに対して抑制を加へつたところがあるのであります。法務省として内閣に予備金支出を請求すれば、そのまゝ内閣は承認しておるか、どうか、これを伺ひたい。

○竹内政府委員 これは大蔵省担当官からお答えいただいた方がよろしいかと思ひますが、今回の疑獄關係の予備金につきましては、事情を申し上げますと、大蔵省ないし政府から特に押えられたという事情はないのでございまして、その点誤解のないようをお願いいたします。先ほど申し上げたのと申上げたかと思ひますが、この予備金につきましては、当初一億九百万円ばかりの要求額を算出したのでございしますが、これが五千五百万円に圧縮されました。このいきさつは、先ほど申しましたように、本年度から大蔵省の方の手持ちの予備金の事情から、当面必要な経費を算出して、くれなわかつておられます義務確定になつてい

るものなどを拾ひ上げて、当面必要なものとして出した数字でございします。従つて昨年度のうちにございしても、なお必要な経費が事件の捜査の発展によりましては加わつて来るわけでございます。この点は、当時大蔵省の係官の方におかれましては御了承いたしておるというふうには考へておつたのでございします。従つて私どもとしては、この予算につきまして何ら抑制を受けたというふうには感じてお

らないのでございします。

○福田(繁)委員 本日は大体この程度にて打ち切りたいと思ひますが、私は先ほど申しましたように、本日出席の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案について法務当局の意向を聞きたかつたわけなんです。不幸にして時間がありませんから、次回は可及的すみやかにこれに關する法務当局の政府委員の御出席をしてもらうように、法務委員長代理は千葉委員長とくとお打合せをしてもらうことを希望いたします。本日はこれにて散會いたしと存じます。

○法務委員長代理 福田君の動議を了承いたしました。

本日午前中はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。午後は懇談の形で議案審査を進めたいと存じますので、さよう御了承願ひます。

午後一時六分休憩

午後二時五十三分開議

○福田(繁)委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

本日付託されました議員提案の当せん金附証票法の一部を改正する法律案、右法律案を議題として提出者より提案趣旨の説明を聴取いたします。提案者春日一幸君。

當せん金附証票法の一部を改正する法律案

當せん金附証票法の一部を改正する法律案

當せん金附証票法(昭和二十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條の二 前條の規定の適用については、遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の規定により当せん金附証票を保管している警察署又は同法及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十條の規定により当せん金附証票の所有権を取得した者は、受託銀行から直接に当せん金附証票を購入した者とみなす。

2 前項に規定する警察署長は、当該当せん金附証票の当せん金品の債権が時効に因り消滅するおそれがある場合に限り、受託銀行に対し、当該当せん金品の支払又は交付の請求をしなければならぬ。

3 前二項の規定により警察署長が受領した当せん金附証票の当せん金品に対する遺失物法及び民法第二百四十條の規定の適用については、当該当せん金品は、その警察署長が保管していた当該当せん金附証票とみなす。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第十一條の二の規定は、当せん金附証票法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二号）による改正前の当せん金附証票法の規定により政府の発売した当せん金附証票についても、適用する。

○春日委員 法案はすでにお手元に御配付を申し上げておりますので、そ

の提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

現行の当せん金附証票法によれば、当せん金品の支払または交付は、当該当せん金附証票の購入者またはその相続人その他の一般承継人に限られており、最近岸和田市に起つた事例に見られるように、当せん金附証票を拾い、これを警察署に届け出た場合におきまして、もし遂に落し主が判明しないときは、右当せん金品の債権は一年間の時効によつて消滅してしまい、たと

い後日民法の規定により拾つた人が当該当せん金附証票の所有権を取得することとなつたとしても、それはただ一片の無価値の紙切れの取得にすぎない結果となつてしまふのであります。またこの間、警察署長が債権保全のため民法の規定に従ひ忠実に管理義務を遂行しようとしても、現行法のもとではこれに当せん金品の支払または交付ができることとなつておりません。

このことは、法律のほなはだしき不備欠陥ともいふべきでありまして、正しい者の味方たるべき法律がかえつて善行者を抑圧し、結局正直者が馬鹿を見る結果となり、ために道徳精神は地を払い、社会道徳頹落の因をつくるものといわねばなりません。もと

も当せん金附証票のごときはきわめて紛失しやすい性質のものでありますから、岸和田市におけるこのうかつな事例は、今後必ずしも絶無とは思われな

いのであります。従ひましてかかる違法精神に富んだ善行者に対して法律上の保護を与えることは、極めて適切至

当なる措置と確信するものであり、かくしてこそ法律の權威と尊嚴が保持さ

れるものと考えるのであります。

以上の趣旨に基きまして、本改正案を提出いたしました次第でありますので、何とぞすみやかに御審議の上、満場一致の御賛成あらんことを切望いたしまして提案理由の説明にかゝる次第であります。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております当せん金附証票法の一部を改正する法律案につきましては、各党共同提案でもありますので、この際質疑及び討論を省略いたしまして、ただちに採決されんことを望みます。

○福田（繁）委員長代理 お諮りいたします。ただいまの藤枝君の動議のごとく決定するのに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○福田（繁）委員長代理 御異議がないようですから、本案につきましては質疑討論を省略してただちに採決に入ります。

本案に關して御賛成の方の起立を願います。

「議員起立」
○福田（繁）委員長代理 起立議員、本案は全会一致によりまして原案通り可決いたしました。

○春日委員 この機会に主として日雇労働者に対する所得税の課税方針につきましてその取扱ひを統一願つておきたいと考えますので、二、三の

事柄について質問をいたしたいと存するのであります。問題はこれらの日雇労働者に対する所得税の取扱ひ方針につきまして、昭和二十八年八月十七日の平田長官の直所五二〇の通達によりまして、大体の通達がなされておるのでありますが、これによりまして、多くの疑義をなお新しくここに生ぜしめておるきらいがございますので、この機会にひとつ問題を明確にいたしておきたいと思つてあります。

すなわちとびあるいは日雇い、大工、左官、こつちやうなものは労働の対価を、すなわち労働賃金を受けてその収入をいたしておるものでございまして、従つてこれはまさしく事業所得者ではないと思つてございします。しかるところ現在の徴税行政におきましては、地方によりましてはこれを給与所得とし地方によつてはこれを事業所得として区々の取扱ひがなされておるきらいがあるのでございしますが、労働の対価を所得となしておる者は当然給与所得であるから、源泉徴収の方法によつて給与所得税を課すべきものであり、事業所得税は課すべきものではないと考へるのであります。このこと

は、やはり事業所得者に対しては地方の事業税がかかりますし、給与所得者に対しては地方の事業税はかかりませんという立場で、関連するところも重大でありますので、この機会に直税部長より、この間の疑義のあるところをいかなる方法によつて調整されておるのであるか、現在行われております徴税方式について、ひとつ明確に願

ひたいと思つてあります。

○村山説明員 お答え申し上げます。現行の税法の建前を一通りここに御説

明いたしますと、現在雇用契約を結びまして、その雇用契約に基き労働の対価として得られます所得については、給与所得と規定してございします。それから請負事業のように一定の事業の完成を契約の内容にしまして、その完成の対価として報酬をもらふような場合は、これは請負契約に基き報酬でございします。税法では事業所得といふふうに規定されておるわけではござい

ます。問題になつておりますいわゆる大工さんであるとか左官さんであるとか、そういうものが具体的にどちらに該当するかという問題は観念的には非常にはつきりしている問題なのでございしますが、事実認定の問題として相当むずかしい問題があるわけではござい

ます。観念的にはつきりしてございまして、たゞして事業の完成を請負つておるのか、あるいは一日幾らとして雇われておるのか、これが事実認定の中心の問題であります。これらの事実認定をする場合の判断資料としてはいろいろあるわけではございします。一番直接的なことを申し上げますと、一つは請求書をお出しになつた場合に、普通のいわゆる勤労所得者たる大工さんであります

と、材料をかりに自分持ちとしまして、材料代幾ら、手間賃幾ら、こつちやうふうにして材料については原価を記載してございします。こつちやういふものにその手間賃だけが勤労所得としての対象になるわけではあります。これに反しまして内訳を何も書かないで、屋根の工事費幾らというふうにもし請求書が出ております場合には、これは明らかに請負による報酬である。従つて事業所得になるというわけではござい

ます。そこでこつちやういふ請求書がありま

す。

す。

すような場合にはほとんど疑問の余地がないわけでありますが、税務署の方におきまして、そういう具体的な資料が得られない場合にはかなり間接的な事実から推定しているわけでございます。そして、国税庁におきまして、そういう間接的な事実認定の資料として参考になると思われる事項を二、三注意的な通達を發しておるわけでありまして、その一つは、大店店舗を持つておられます、お客の求めに応じて得ようとする営業の態勢を整えておるかという問題、それから、それからお弟子さん、使用人を使つておる人であるかどうかという問題、あるいは労働組合に入つておるかどうかが材料を通常自分持ちでやるのか、求め主に材料代を請求するのかどうか、こういうことを間接的な資料の十分わからぬ場合には参考にして、事実判断に間違いないようにしてもらいたい、かような注意の通達をしておるわけでありまして、ですから税務署におきましては、はつきりわかつておる場合には問題はありませんが、わからない場合には、今示されたような基準を総合しまして、それ／＼実情に即するよう、給与所得者については給与所得とし、請負代金については事業所得として課税しておるわけでありまして、

と、作業場の有無、それから経済上の危険負担の有無、材料持ちの有無、または使用人の有無等を勘案して、こういうものがあるものは事業所得とし、そうでないものは給与所得とする、こういうことになつておるわけでございますが、問題となりますのは、使用人があるかないかという問題と、それから事業場を持つておるかどうかという問題について、給与所得と事業所得とのわけ目になる上においていろいろと物議をかもしておるのであります。そこで左官とか大工とかいうものの徒弟の關係でありまして、これは当然御調査になつておると思ひますが、労働基準法の第七十条の規定によりまして、「長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するために必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格制限その他についてはこの命令で定める」とのことになつておるわけで、その命令によりまして、板金工、大工は養成期間三年というぐあい、労働基準法でこれを規定したしておるわけでありまして、三箇年間は徒弟の教習期間である、すなわちその教習することから所得が生れて来ても、その所得の上前をその親方がとつておるということにならぬことは、この労働基準法によつて保証されておるところでございます。現にいろいろの実情調査等をわが党においても行つたのであります。結局この大工、板金のような特殊な技能は、最初一年はただ飯を食わして、親方の相当な損害になる。二年目においてはどうか一ぱい／＼の仕事がやれるかやれないかである。すなわちその飯代をかせぐかかせがないかで、三

年目に一年目に親方が扱つたところの犠牲を多少回収できるのではないか、こういうようなことで、三箇年間を通じて親方が所得するといふ額はほとんどない。こういう結論に達しておるものであります。労働基準法もその点を重視いたしまして、これは長期養成を必要とするところの労働基準法に認めらるゝわけである。こういうぐあいにしておるわけでありまして、従ひましてそういう観点から物事を考へて参りますと、そういうような徒弟は、こゝであなたの方の方を考へておられます使用人に当るか当らないかは、これは疑義のあるところでございます。一人前の者を雇つて、その勤務を提供させ、上つて来るところの仕事の結果から事業所得を受けるといふ場合は論じておるではありませんが、使用人の中に労働基準法にいうところのほんとうの内弟子、徒弟といふものが含まれておるかいないか、含まれていないとするならば、その点はひとつ明確に願わなければならぬと思ふのであります。この点が一点であります。

それから他の一点は、この作業場があるかないか問題であります。けれども、このことは左官の場合も同様でありますけれども、特に板金の場合なんかは家に仕事場がなければ現実に彼らは仕事をやつて行けないのではないかと、とび仕事のようなものはそとに出まして、これはその現場で作業するのでありますけれども、しかしながら細密の仕事なんかは、雨の降る日は仕事ができなくて、家に帰つて仕事をやる便宜上、やはり住居の片すみにきわめて小さな作業場を持たざるを得ない形になるのであります。そんな場合にいたしましても、これは作業場を持つておる。これがすなわち店舗を開いて業を営んでおるというように、作業場を持つて営業しておるというように、これらが事業所得に類推されるからいがある。従ひまして私はこの機会に、経済上の危険負担があるかないかという問題は、これは明確な事柄で何ら疑義はありませんが、作業場のあるなしということ、それから使用人のあるなしという事柄は、これは給与所得を区別いたします上における大きな要素であつては相ならぬと思ふのであります。この点について国税庁当局の御見解はどうでありましようか。ひとつ明確にお願いしたいのであります。

○村山説明員 まず使用人の中に今の養成期間中の徒弟を含むかどうかという問題についてお答えいたします。通達に使用人の有無と書いてありますけれども、もちろんその雇つておる方が事業主であることは前提にして書いてあるわけでありまして、従つて通達の文面から申しますと、もし雇い主が事業主である場合には、その徒弟がかりに労働基準法にいうところの養成期間中の者でありまして、それを事実上事業の用に使いますれば、それは使用人に入つて来る。それは全然事業の用に使わないというので、もつぱらその技能の養成だけを目的にしておるものであるといひますれば、その徒弟は入つて来ないということになります。それから作業場の問題について申しますと、なるほどだいたいま例をあげられました板金を職とされておるような方については、事柄の性質上作業場は非常に手狭なものだと考へておりま

す。しかしまあそれが給与所得であるか事業所得であるかということの間接的に判断する資料といたしましては、かなり重大な要素だと思ひます。人に雇われて、もつぱらそこで手間賃だけをかきとつておるものでありますれば、一般には作業場はさう本質的な問題ではないわけでありまして、それが作業場というものが、同時にある意味で注文を受ける場所だということ、だからお客の求めをそこで受ける店舗の性質をも同時に果しておるのが通常でございます。ですからやはり作業場があるかないかという問題は、間接的な資料ではあります。間接的な資料としては相当重大なものだ、かように考へております。

○春日委員 私は、これはもう何でもいから明確にしておかないと、地方で零細な日雇ひの諸君がたいへん困つておるので、この質問をいたしておるわけでございますから、どうかひとつ御答弁もそういうお心構えでお願いをいたしたいと思ふのであります。それで左官の場合は、なるほどそこへ注文をしに来れば当然そこで受けこたえをするには相ならぬと思ひますけれども、結局作業をせなければならぬという立場において、当然施主の材料で、その労働だけを供給して、そこで仕事をするだけでありまして、これは店舗というような性格は非常に薄いのではないかと私は思ふ。作業場が現場であるか、家であるかという違いだけでありまして、現場でやらなければならぬ仕事が大抵七割五分ぐらい、家でやればやれるという作業が二割五分ぐらいだというのが左官の仕事であるのであります。こういうよう

うな特殊の業態が現存しておるのでありますから、左官の場合におけるこの作業場というものは、これは店舗に入らないものであるということをこの際ひとつ明確に願つておきたいと思つてあります。その点が一点であります。

それからこの使用人の問題であります。ただいま部長の御答弁によりますと、労働基準法が認めておりますいわゆる長期修練を必要とする技能にわたるところの、いわばここで別表でもつて大工、左官においては三箇年と規定されておりますこの徒弟は、この通達の中に掲げられておられる使用人の中には入るのであるから入らないのであるか、この点もひとつ明確に御答弁を願つておきたいと思つてあります。

○村山説明員 作業場の問題は、事実認定の問題としてかなりむずかしい問題であります。先ほども申しましたように、根本的にはその請負われた一定の仕事の完成が契約の内容であつて、それに対して報酬をもらう形になつておるのか、よしんばその契約の内容が微々たる仕事でありまして、そういう性質のものなのか、あるいは労働を頼まれてその手間賃を請求するということがその契約の内容になつておるか、この点が請求書を見ればほとんどわかるわけですが、その請求書がどうしてわからないという場合の問題を今申し上げておるわけでございます。それで、なるほどそういう意味では間接的でありまして、作業場のあるなしということがりくつの上で、つまり作業場があつたからといつてた

だちに請負にはならないものだと思つております。ただ通常作業場を持つておりますところでは、一般に請負契約をやつておるのが普通だということをしてわれ／＼が大概観察的には認めておる、そこから出ておるわけでございます。そういう意味で、作業場を持つておるからといつて論理的に全部それだけの理由で給与所得になるわけはないのであります。実際問題としてしましては、作業場を持つておるような、今の特に板金工等につきましては請負契約である場合が普通であるわけでございます。従つて今通達の中にそういうことをうたつておるわけでございます。

○春日委員 私、前の質問の中で左官と申しましたが、これは板金の錯覚でありまして、左官ではございませぬ。板金の事例でございまして、訂正をいたしますから、そのようにお願いしたいと思つております。

そこで、今あなたのおしやるように、経済上の危険を自己において負担する場合は、これはまさしく請負の事柄でありますから、従つてこれは事業所得の対象になることには何ら異議はございませぬし、また疑義もないと思つております。ただ問題は、現実にその手間賃かせぎの場合において、なおかつその徒弟を使つておる者、板金の場合のごとく、作業場といへばいえるようなものが店先にある場合、徒弟があるから、それから板金の場合にその作業場があるからということ、現にほとんどそれが事業所得に類推されおるもので、これは手間賃かせぎの場合、徒弟があつてもそれから作業場があつても、手間賃かせぎがその収入の実態である限りは、これは給与

所得の実態として決定することに何ら障害にはならないかどうか、この点をもう一回御答弁願つておきたいと思つてあります。

○村山説明員 少し繰返すようになりませんが、非常にニュアンスのあるといひますが、ニュアンスが少しずつかわるような御質疑かと承りましてお答え申し上げますが、初めからこの人間の所得が給与所得であるということがおは、たとへば請求書によつてわかつておる場合には、作業場があるうと、それから使用人があるうと、これはいはば間接資料でありますので、これは妨げになるわけではないわけでございます。その点にもしとらわれておるとすれば、その点は是正をする必要があらうと思ひます。ただ問題は直接的な資料がないために、やむなく間接的資料からいろいろ事実を判定せざるを得ないという場合に、やはりその作業場があるといううと、使用人があるうとか、あるいは労働組合に入つておるかどうとか、こういう問題にそういう意味において、その程度に参考になるということを書いてあるわけでございます。

○春日委員 私はその点が問題のキー・ポイントであらうと思つておりますが、やはり本質的にこの人が給与所得者であるということがわかつておる場合には、それは何も疑義がないのだが、わからない場合にどうするかというその条件の中に、ここにあなたの方で制限を列挙して、こういう場合はいけなないのだというを言つておられるわけなんです。その場合といへども、これはあなたの方として材料を自

分て持つたか施主が持つたかなんといふようなこと、これは大きな条件ではつきりわかつておるものであります。この徒弟を持つておるということは、この徒弟の労働力を搾取して事業所得の所得をこの日雇いの諸君が得ておるならばこれは事業所得に類推されてもさしつかえないと思ふのだが、これは別法律、労働基準法で大工と左官については、三箇年間というものは長期の養成期間、こういうぐあいに認めておるのでありますから、こういうような徒弟がある場合には、使用人の中に、いわゆるここに掲げてあるところの使用人の中にはこれをお入れにならないで処理されることが当然のことであると考へるが、当局の御見解いかん、この問題であります。

それから板金の場合、やはりそういう場合においても、店の先に仕事場がある、住居の片すみには仕事場がある、これがここの文字通りの作業場になるのだが、しかし板金はうちでやらなければならぬ仕事で二割くらいある。これはどうしてもうちでやらなければならぬ。勢い仕事場を設けなければならぬ。大体すべてのブリキ屋は、そういううちにうちにたき場を持つておるようでありまして、これがために事業所得の類推を受けるので、こういうものをなくしてしまつて、不便な、仕事を現場でやらざるを得ないというような仕儀になつておる、こういうことなのでございませぬ。そのことは不当にこういう弱い労働者を税法の建前から圧迫する形になつて、現実に手間賃で稼いでおるという実態がありまして、そういう仕事場があつたとしても、こういうよう

ものはこの事業所得の類推の条件の中にお加えになるべきではないのではなにか、こういうぐあいにわれ／＼は法解釈からも、また彼らの作業の実態からも考へるわけでありまして、これに對する部長の御見解はどうであるか、御方針はどうであるか、この点ひとつ明確に願つておかなければならぬと思つてあります。

○村山説明員 あるいはちよつと誤解があるかと思ひますので、その前にお話申し上げておきますが、現在われわれが所得の種類を大きくわけまして、勤労所得、それから事業所得、それから資産所得といふふうに分けてありますが、勤労所得と申しますのは、勤労の対価だけで一〇〇％得ておる所得を現在給与所得といつておるわけでありませぬ。事業所得と申しますと、これはただ事業を経営しておる、と申しますとごく話は簡単でございますが、内容を分析してみますと、その中には、やはり店舗を持つておる限りにおきましては一種のその資産から生ずる所得も含んでおるわけでありませぬ。それから何ほどか経営に頭を使うという意味におきましては、本来の経営者所得的なものも含んでおるわけでございます。

それから業種によりましては、実際はほとんど大部分が自分の肉体で働くという関係におきましては、給与所得的な要素も多分に含んでおる。そういうものが何で一緒になつたものを事業所得と今税法で規定されておる。従つて税法で事業所得と申しませぬ、中身を考へてみますと、その大部分が労働の対価であるといふものが相当ございませぬ。たとえば農業所得にいたしましても、お話のように現在税

法で事業所得だといつておる。大工、左官につきましても、これは事柄の性質上ほとんど大部分が肉体労働の対価であらうと考えておるのではありません。しかしそういうものは現在の税法では、事業所得として規定されておるわけでごさいます。現行法の建前のもとで、それが給与所得であるか、事業所得であるかという問題を取上げておりますのは、従つて大工、左官につきましても、百パーセント労働であるか、あるいはそうでないのかというわけの問題でございまして、一般に大工さんの源泉が肉体労働であるというのを別に否定しておるわけではないのであります。そういう非常にデリケートのところをいかにしてけじめをつけるかというところで、実は非常に苦心しておるわけでごさいます。形式論を言いますと、先ほど言つたような契約の形になります。それが請求書の問題でデビカルに出て来るのと、もう一つは事業進行中におきまして、不可抗力によつて、たとえば原材料が滅失したという場合の危険負担がいずれに行くのか。これは給与所得でありますればもちろん雇用主の側に行くわけでありまして、それから請負所得でありますならば、当然それは事業主、つまり請負者の側の負担になるわけでありまして、ただりくつはそうでございまして、そんなことはめつたにないわけでごさいます。

で収入を得ておるのだが、そういう極端な議論を言うのではなく、大工、左官、とび、板金が問題になつてゐる。これは社会において常識的なためてトモ、これこそほんとうに百パーセント、勤労の対価として賃金をもらつて生活しておるのだが、しかし法の建前の中においては、たゞ／＼中に請負大工も、請負左官も、請負板金もあるものだから、そういうような事業家と、それから日雇いの間の基準が立ちかねて、不当な取扱ひをされておるので、この点を明確にしてみたいといふのが私の質問の骨子なんです。そこで私が伺ひたいことは、日雇いならば当然勤労所得なんです。ところが日雇いが見られがちだといふことになる。見られやすい形の通牒があなたの方から出ておる。たとえば板金屋が住居のすみに仕事場を持つておると、事業場を持つておるといふ事柄から、実はほんとうの日雇いでありながら、これが事業所得に見られやすい立場になつておつて、現実に見られておる。だからそれじゃ困るのであります。なまじつか仕事場があるためにそういうふうに見られるのであります。この仕事場をつぶしてしまひましよう、そうすれば余分に働いて余分に苦勞しなければならぬ、こういうことは気の毒ではないか、こういうことです。従つて私は危険の経済負担がその労働者自体においてなされておるなら、これは請負なんだから、そんなことを論じておるのではない。純然たる手間賃で働いておる大工、左官、とび、板金が弟子を置いておる場合に、これが事業所得に見られるようなきらいがある通牒が出ておる、これはここに掲げておる使用人とは違ふのであるかどうか、このことなんだから、ひとつこれは明確に言つてみてくれませんか。今あなたのおつしやつたようにその事業施設の損耗等云々といふことを言つて来れば、同じ大工だつて、かななをければかんなの刃が減つて来るし、のこぎりを引けば刃が欠けるから、大工の道具が減つて行くから、大工の事業所得だと言へば問題ない。左官だつて、同じことだ、板金だつて同じことだ、かなづちをたたけばかなづちの頭が減つて行くかもしれない。だから私はそんなことを言うてゐるのではない。実際問題として日雇い労働者が、あなたの通牒によつて不当な課税をされることのないようにという趣旨からお伺ひをしておるのだから、この点は、労働基準法に認めておる徒弟は、これは使用人ではないならぬ、あるならある。あると言われれば私はたくさん申し上げることがあるが、ないならば申し上げることはないので、この点を明確にしたい。

○村山説明員 今の点を真正面からお答え申し上げますと、使用人という言葉を使つておられますのは、雇つてゐる方の側が事業主だといふことを前提にして書いてあるわけでありまして、
○春日委員 使用人じやないのですね。
○村山説明員 従つて、もし給与所得者に雇われておる労働基準法でいうところの徒弟ならば、使用人であるはずがない。その労働基準法の方でかりに雇われてゐる徒弟でありまして、それが今度は逆に雇つてゐる方が事業主であつて、事業の用に使つてお

りますれば、ここにいう使用人である。
○春日委員 板金屋の仕事場はどうですか。
○村山説明員 これはやはり事実判定の問題といつたしましては、一般的にはかなり有力なる間接資料だと思つております。
○春日委員 それでは、板金屋はほんとの日雇いである、ところが事業場を家に持つておつたら、これはもう給与所得者でなくて事業所得者になるのですか、この点を伺ひたい。
○村山説明員 ほんとうになるかと申しますと、事実認定の判断としましては、その場合、おそらく事業所得である。現行の税法の建前は、事業所得と認定いたしましてほとんど間違ひはなからうと思つております。
○春日委員 そのほんとうの日雇い左官屋が、日雇いの手間賃かせぎの板金屋が、その居住の片すみに事業場があるというだけで、—実体が手間賃かせぎの給与所得者であるのに、その居住の片すみに、自分の現場で働くことの便宜のために、労働者が創設くふうをこらして家に仕事場をつくるだけで、その本質を曲げて、これを事業所得にみなして行くというようなことは、明らかに所得税違反であつて、法律の濫用じやありませんか。そんなばかげたことがありませんか。植木さん、あなたはそういう、本質は日雇い板金である、本質は給与で働いておる、ところが外に行つて働けば、雨の降る日には仕事ができなから家に持つて来て、かかんたいたいて、そうして、あした持つて行つて屋根にとりつける、ところが家に作業場があるために事業所得者だ

と認定されておる、だからこのことははなはだ困るといつて、全国の板金業者が陳情しておるのだが、その陳情をもつともだとお思ひになりませんか。ひとつ植木さん、あなたから御答弁を願ひたいと思ひます。
○植木政府委員 お答えいたします。今のお話のような場合におきましては、よほど慎重に、事実認定の上にあつて研究を遂げなければならぬと思つております。ただ今お話のような家に小さい簡単な仕事場がある、その仕事場があるといふことだけをもちつて、本来は給与所得者であるのに、それが請負い所得者であるように課税をしておるといふことは、その点については考え直す必要があるのではないかと、かように私は思ひます。
○春日委員 まことに感激いたすものであります。
そこで私はお伺ひをいたしたいことは、そうでありたいと思つたならば、直所五—二〇の長官通達を直していただかなければならぬ。これは昨年の八月十七日に出されておりましたが、それによりまして、次のごとき事柄によつて判断せよといわれております。第二項に「店舗を有し」と書いてある。この店舗といふことは作業場を含まないことであるならば全然よろしうございませうが、この作業場は住居の床の間やお座敷につくるわけに行かぬから、大体そういう日雇い板金屋なんかだと入口に置くことになるでしょう。そうすると作業場が店舗みたいなやつこうになつて、作業場が店舗に誤解されやすいのであります。この第二項目に置くところの店舗、作業場といふ事柄は、これは給与所得と事業所得とを区別す

ることの大きな条件であつてはならぬ。それから第三項目の「使用人を有している者であるかどうか」という事柄につきましても、末端の税務署員は、家族以外の者を使つてゐると、これが労働基準法に基くところの使用人であるやうなものであらう、こういうことの誤解を生ずるものでありますから、これも明確に願ひまして、労働基準法の別表に定めてゐるところの長期養成の徒弟である限りにおいては、この限りでない、こういうようなこともやはり通牒の中に明確にしておいていただくのになければ、あなたや長官がこのことに当られるなら決してさほど心配いたしません、地方の税務署に参りますと、ほとんど調査も行われておらないやうな、調査されてもそれは経験の乏しい人が調査に当りますから、この通牒を見て、あなたは店舗を持つてゐるじやないか、あなたは使用人を持つてゐるじやないか、こういうことで、実体は日雇いかせぎで、労働の対価以外のものを所得としてゐないところの人に対して、この第二項目、第三項目によつて事業所得に類推の決定を受けざるを得ないやうな形になつて参るのでございませう。従ひまして、この第二項目、第三項目につきましても、私の今までの質問によりまして大体実情は部長も御了解を願つたと思ひますので、さらに十分省議をお練りいただきまして、これらの疑義を解消でき、しかも現場において紛議を起すことのないやうに、もう一ぺん適切な通牒を発せられることを特にお願い申し上げたいと思ふのであります。

それは、そうすると、今度は源泉徴収の税金をどういう方法によつて納めるかということが問題になつて参るであらうと思ふのであります。すなわち源泉徴収義務者というものは、こういうやうな仕事の施工主にはそういう源泉徴収の義務のあるものとなひものとございませう。むしろないものの方が多いのではないかとすら考へるのでございませう。そうした場合は、これは本人が税務署へ行かなければならぬのであらうと思ひますが、しかし本人たちが自分でそういうやうな手続をするなどということはとても煩瑣にたえない、またそういうやうな作業にはなれておりません。従つて彼らが結局労働組合法に基いて労働組合を結成いたしまして、労働組合自体でこの源泉徴収の義務者の事務を代行して取扱うやうなことになることが考へられるわけでありませう。その場合、労働組合法は、御承知の通り労働者が労働条件の維持改善とか、その他彼らの経済的地位の向上だとか、こういうやうなことを目的として労働組合を結成するわけでありませうが、これらの労働組合結成の目的の中に、自分たちが一ぺん／＼税務署でもつて税金のいろ／＼な手続をすることは煩瑣にたえぬから、すなわち団体納税という形ではありませんけれども、源泉徴収義務を代行するという立場において、労働組合がそれらの納税の仕事を取扱うことに相なるであらうと思ふのでございませう。労働組合法はこのことを認めてゐるのであり、しかも労働組合法たるや、これは賃金給料その他これに準ずる収入をもつて渡世するものだけをもつて結成されるべきものであり、そういうものだけで結成されてゐるかどうかというところは、地方労働委員会が認定してゐるところであります。従ひましてこの労働者が結成したところの労働組合が納税義務を代行するということはどうもさしつかえないことであり、しかも特にそういうやうな必要を認め、これが労働者の経済的地位の向上になることならばけつこうであるというところで組合法がつくられてゐるわけでありませう。源泉徴収義務者のない場合、労働組合がこのことを代行することはちつともさしつかえないと思ふが、しかるどころあなたの方は、労働組合等をして所得税の徴収に当らせる便宜の方法は、税法上徴収義務者を不明確ならしめることになつてあまり好ましくないのではないかという通牒を出されておるのをごさいます。このことは暗に労働組合そのものを否定して、労働者がみずから経済的地位の向上をはかる、そういう組織がはまされるならいなしとはしないのでございまして、このことはやはり労働条件の維持改善という労働組合の本旨にもとるのきらいなしとはしないのでありませう、この点について、源泉徴収義務者のない労働者の労働組合にこういう税金を納める仕事をなさしめておるという事柄を今もなおいかぬと思つておられるのであるか、あるいはそれはさしつかえないと考へておられるのであるか。さしつかえるならばどういう方法によつてこれを納めることが合法化できるか。この点をひとつ明確にしたいと思ふのでございませう。

○村山説明員 最初の点についてお答

え申し上げます。先ほど政務次官から御答弁のありました点も、明らかに日雇いの手間賃かせぎであるというところがわかりながら、単に店舗があるとか、使用人があるとかいう事実だけで、真実は日雇いの労働者であるにもかかわらずやることはいけなひ、こういう意味だと思つておりました。ただ春日委員から御指摘がありましたように、ともすれば店舗だけ、あるいは使用人の有無だけで、別に契約書その他から見まして日雇いだと思へる場合、それだけの理由で事業所得とするやうな向きがありませう、その点は通達の上で注意いたしたいと思つております。それから源泉徴収の問題でございませうが、現在源泉徴収義務者は税法で規定されてございませう。これは所得税法の四十三条で規定されておまして、配当とかんとかは別でございませうが、給与につきましても、給与を払う者であつて、その人が事業場で使用人を一人でも持つておれば徴収義務がある……。

○春日委員 なければどういふことになりませうか。

○村山説明員 徴収義務がないわけでありませう。(「ないならだれが納めるんだ」と呼ぶ者あり)今は税法の建前を一応御説明してゐるわけではございませう。税法の根本的な問題は、源泉徴収にかかると税金にきまつては、かゝるに徴収義務者が徴収しなくても、本人からそれを直接納めさせる道がないのでございまして、もし徴収漏れがありませうと、すべてはあげて徴収義務者にかかつて行くわけではございませう。徴収義務者を通してのみ支払つた給与に

対する税金を徴収する、従ひまして例をあげて申しますと、徴収義務者が賃金を払つてしまつて、それで税金を徴収してない、税金を差引かないで給与をまる／＼全部払つてしまつた、そうすると雇われている方では税金は全然納めてないことになりませうから——本来から言いますと、国との関係においては税金を納めていいわけでありませう。ところが税法では、その場合には本人からは納めさせないで、必ず徴収義務者にかかつて行く、徴収義務者がどうしても徴収しない場合には、強制徴収の道があるわけではございませう。そのよに、徴収義務者の権限と同時に責任というものは非常に重いことになつております。従つて徴収義務者の範囲というものは、その課税標準を、つまり払つたか払わなひか、幾ら払つたか、これが的確に計算できる者だけに徴収義務の重い責任を負わしてゐるのでございませう。

○春日委員 そこでちよつとお伺ひしたいのでありますが、問題は非常にデリケートだからよく聞いておつてもらいたい。こういうことなんだ。徴収義務者のあるところに働きに行つた場合は問題はありません。その払う賃金の中から税金分を差引いて払ひますからそれでよろしいが、要するに徴収義務者というものは一人でも人を使用しておるものでなければ義務を負わなひということになつておりました。従つてとびや左官や大工というものは、どこへだつて働きに行くわけでありませうから、従つて相手は、徴収義務を持つてゐるところばかり行くとは限りませ

ん。むしろそういう徴収義務を持つていないところに働きに行く場合の方が多いわけでありませう。そうすると、この人は税金の納め場所がない。そうすると給与所得税を納めてないとする、ひとりでは事業所得になつて行つてしまふのです。すなわち税金をちつとも納めてないのですから——これは次官もよくお聞きを願いたいのでありますが、徴収義務者のところに働きに行けばいい、税金をはつきり納めておるといふ証明が立ちますけれども、一人も雇つてないところに大工が働きたい、税金を納めさせる義務が相手にないのだから、結局本人は納めようと思つても納める先がない。本人が納税することを認めていないのですから、そういう徴収義務者のところで働かないのだから、従つて税金を納めることができない。そうすると、彼みづから給与所得者でありながら給与所得税を納めることができないわけですから、すると、この行先はどこに行くかという、結局事業所得ということと一括整理されて行つてしまふということなのであります。そういうことでは非常に困る。すなわち所得税を納めれば県税が付随する。給与所得には県税がかかつて来ないが、事業所得には県税がかかつて来るものだから、所得税を課税されて同時に今度は事業税を課税されて来る。これは零細な俸給生活者、ことに日雇いは——普通のきまつたところから月給をもらつてゐる人はその心配はないのだけれども、きようはあそこ、あそこはここというように働いてゐる人々は、今度は事業税も納めなければならぬ、所得税も納めなければならぬという二重課税でたまらぬ、

だからひとつ労働組合等で特に徴収することを認めてもらつて、そうしてその徴収義務をひとつ代行させてもらいたい、こういうことでやつてゐるところもあるし、やつていないところもあるわけでありませうが、これは地方によりまして国税局長がよく理解をされておりますところは、この労働組合に対してそういう代行することを認めておるわけなんです。ところが地方によつてはそれをお認めになつていない。なぜだといふことを、私も先般新潟県の長岡の税務署に参りましてその話を聞いたところ、これは国税庁の直税部長通牒によつて労働組合が源泉徴収の納税を代行するということはお認めになつていないから、たとい労働組合を結成されたところでそれは意味のないことであります。そういうものを対象に源泉徴収を認めるわけには参りません。こういうことなのでございませう。問題はやはり全国的に統一をして行つて、法律に欠陥があるならば法律の欠陥を正すか、あるいは行政指導によつてその適切な実情に即した徴税方式をとるか、いずれかの方法をとらなければこれらの日雇い労働者には気の毒ではありませうか。普通の月給をとつてゐる人は、きまつた職場のある人は、源泉徴収で納めるから当然事業税なんといふ心配はないところがきようは次郎さん、あしたは太郎さんと、これらの日雇い労働者だけは絶えず事業税もかけられるという二重課税のうき目を見てゐるわけなんです。これは何らか調整しなければならぬというものが本員が質問をしてゐるところの理由でございませう。これは調整されるよ

うな必要をお認めになりませんかどうか、ひとつ植木政務次官にこの機会に責任ある御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

○植木政務委員 ただいま御指摘のような事態があつて、地域によりまして取扱ひが二、三にわたつておるとしますならば、この点よく調査の上、不均衡がないように善処すべきものだと思ふます。なお事実の問題につきましては、他の部長をして答弁いたさせます。

○村山説明員 ただいまの春日委員の御質疑はかなり重要な問題と思ひます。実際問題として、日雇いの大工さん左官さんは手間賃をかせぎに町方に出まして、ほとんど相手方は源泉徴収義務がない人たちでございませう。その場合、ともしますと、やはり仕事の性質上納付のときまで金を持つていない。納税期になると非常に困難になる。労働組合が現在それらの人たちの資金繰りを考えまして、あらかじめ源泉徴収類似のことをやつてゐることはよく承知しております。そこで先ほど申しました税法の建前と、そういう現実の要求をどこで調和するかという問題が問題になるわけでございます。この点につきましては、税法の建前が先ほど申しましたような意味で、源泉徴収義務者というものは非常な責任を負うわけでございます。計算の間違ひがあつてはいけません、同時に徴収漏れがあつてはいけませんという意味で、直接支払う者だけに税額の計算も可能であり、現実には徴収も可能であるというもののだけを徴収義務者にしているわけでありませう。労働組合はもちろん直接支払うわけではございませんから、

正確に申しますと、正確な税額計算ができない場合もあるわけでございます。これは事実問題といたしまして、どこで調和するかという問題でございます。この問題を研究した結果、二十五年の通達でこの点を出してゐるわけでございます。昭和二十六年に納税貯蓄組合法という法律がございまして、これは地域単位でもいいし、職域単位で納税組合をつくつていい。納税組合をつくりましたら、その組合員から一定の納税準備金を徴収しまして、それをある程度集めて金融機関に預ける。そして一定の納付の時期に個人別のものを払つてもらう。そうしますと、組合員がそのとき々々に入つて来る所得を浪費して、そのために納税に困難になるといふこともないし、そのためにまた納税貯蓄組合法におきましては、そういうふうにして納税貯蓄組合が運用してゐる預金の利子については、非課税の規定を設けてゐるわけでありませう。そこをひとつ利用してもらつたらいかかと存じます。

○春日委員 これは聰明な各位が聞きになつて非常に疑義を抱きになつたことと思ひますが、いわゆる源泉徴収義務者でないところへ働きに行つた場合は、本人はこれは納税することはできないのでしよう。

○村山説明員 これはできません。

○春日委員 本人はできるわけですね。それでは本人たちが自分の経済的地位の向上のためにつづつて、しかもそれが労働組合法に基いて、俸給生活者でなければ結成できないところの労働組合を結成して、みづからの経済的地位の向上のために、労働組合法によ

つてそういう仕事を代行しようという場合、どうしてそれがいけないのか。現にあなたの方は、昭和二十六年にいろいろ研究された結果の結論というものは、貯蓄組合ならよろしかろう、こういうことで貯蓄組合にやらされてゐる。こういうことなんだ。貯蓄組合はいいが労働組合はいかぬというその理由は一体何でありましか。貯蓄組合であろうと労働組合であろうと、その直接利害関係者がみづからの意思によつてそういう機関をつくる以上、それは決して何ら差異のあるものではございませう。暗にあなた方が労働組合を特に忌避して、そして貯蓄組合ならばそういう特権行使を認める。こういうようなことはあたかも労働組合を弾圧するといふような——そう大げさなことではないかもしれませうけれども、少くとも貯蓄組合なんといふものは、法律でどういふ形になつてゐるか知りませんが、これは大したものじゃないと思ふ。少くとも労働組合法というのは労働三法ですよ。これは労働者の基本的人権の基準を示すところの労働三法なんです。その労働三法によるところの労働組合を忌避して、そうして貯蓄組合ならいいというふうなことは、これは通らないくつなことです。現実に彼らは労働者であるから労働組合をつくりたい、こういうところの趣意をあなたの方がその徴税行政を通じて拒否するといふことは憲法違反ですよ。これはえらいことです。これはそうお考えになりますか。ちよつとそこをひとつ……

○村山説明員 言葉が足りなかつたものですから誤解があつたかと思ひます。労働組合自身が貯蓄組合をつくる

か。決定するのには御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○福田(繁)委員長代理 御異議がないようですから、右両案につきましては質疑を打ち切り、討論を省略してただちに採決に入ります。

まず日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案に賛成の諸君の御起立を願います。

「賛成者起立」

○福田(繁)委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、この法案に賛成の諸君の御起立を願います。

「賛成者起立」

○福田(繁)委員長代理 起立多数。よつて本案も原案通り可決いたしました。

なおただいまの両案に関する委員会報告書の作成提出等につきましては、委員長に御一任願ひよう存じ上げます。

○福田(繁)委員長代理 ちようど専断公社から参つておりますので、例の専売法に関する質疑をいたしうございしますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○福田(繁)委員長代理 さようにいたします。春日一幸君。

○春日委員 先般本委員会におきまして、パチンコ屋が景品に出しております。

すタバコ、これは専売法に違反をして扱つておるのではないか、重大な疑義がある。しかしこれをとめるというところも今ではできないであらう。従つてこれはやはり合理的に、合法的にパチンコ屋でタバコが売れるような何らかの方法はないものであらうか、これは私の一試案を呈して、専売公社において検討して、すみやかなる期間に本委員会にその検討されたところを御報告されるようにと、そういうぐあいに私は要請しておいたのだが、爾来二箇月を過ぎた今日、なおかつこのことについて何ら専売公社から意思表示がございません。まことにやつて怠慢ではないか。こういう重要な事柄についてわれ／＼が本委員会で見解を述べたいことは、決してだてや酔狂で言つておるわけではございません。これは専売法が現在行われておるにかかわらず、料理屋なんかで外国タバコを売つておれば、そういうものは捜査、臨検なんかやつて、大荒れに荒れておいて、そうしてパチンコ屋でタバコを売つておる事柄が見のがされております。このことは禁止するといつたところで、現実に禁止するといつたことは、それはよろしくありません。庶民大衆がほんとうに娯楽としてあつて、楽しんでおるものを上げるなんというところは、これはできることではない。またそういうことは好ましくないので。だから何か合理的に、合法的に彼らが扱えるように考へてやらなければいけないことだし、またそうすることが専売公社の義務であると考えてあつたが、何ら本日までその検討したところを発表しないことはまことにけし

らぬです。国会軽視だ。そこで、怒つておつてもしかたがないが、一体その検討されたところはどうかというものであるか、この機会にひとつ公社の御意見を承りたい。

○石田説明員 ただいまのお話では、何かパチンコ屋にタバコを売らせることを認めようというふうに向ひましたのですが、私が伺つておりますのは、そういう御趣意ではございませんで、パチンコ屋をタバコの小売人に指定したかどうかというふうな御要求といひます。それでただいまのお話の通りでございます。パチンコ屋にタバコの小売を指定したらどうかという点についてお答えを申し上げたいと思ひます。それからただいま何の連絡もないというおしかりでございますが、私もどうもそういふお答えをするのに、委員会の方からお呼出しがありまして、そのために委員会をお開き願ひたいというわけにも参りませんので、その点はひとつ御了解願ひたいと思ひます。私どもの方の結論から先に申し上げますと、パチンコ屋を小売に指定することについては、いろいろ研究してみましたが、どうも適当でないという結論に達しております。理由を申し上げますと、パチンコ屋ができてから偽造タバコが非常にパチンコ屋に出まわつておるやうな状況でござります。特にピースとひかりであります。これを扱つておられますものがほとんどパチンコ屋でございます。それからパチンコ屋では、最近入つて来るお客が景品にタバコをとりますが、その景品をすぐまたパチンコ屋に売りもどしてしまふとい

う事例が、非常に多いのでございまして、そのためにパチンコ屋にあるタバコはまずい、それがただ単に公社の製品がまずいのだというふうな悪評を受けることになつておりますが、非常に困つております。それともう一つは、パチンコ屋の営業者が非常によくかわりますので、私も小売に指定いたしましたときには、かなりいろいろな調査をいたしまして永続性のあるものを選んでおるのでありますが、そういうやうな見地から、パチンコ屋をタバコ屋に指定することは適当でないという結論を申し上げざるを得ないのであります。

○春日委員 私はパチンコ屋にタバコ営業の許可を与えよなどというところは一回も言つたことはございません。だから前の速記録をよくお読みなさい。これは、あなたの方は私どもの重要なそういう質問に対して、十分公社自体における検討がなされてない証拠なんです。少くとも先般私が申し述べた意見は、偽造タバコの問題ではございません。これはあなたの方の当然の職権を活用して、その偽造タバコの発生は防がれるべき問題であつて、私の言うのは、専売局が製造したところのタバコが現在景品に出されておるのだが、しかしこれは、形式的には定価で買つて来たものを景品として並べておるやうな一つの形態はとられておるけれども、その内在するところの実際の運営は、相当の割引でその売りさばき元から買つて来て、これが景品に出されておるのではないかと。もしそうだとすれば、これはまことに違法な取扱であるので、これを合法的な措置に移さなければならぬ。その方法とし

て考えられることは、今パチンコ屋も健全娯楽、大衆娯楽としては社会的地位を持つに及んで、そうして協同組合が結成されておる。そこでその協同組合がタバコの売りさばき人としての責任ある人を選んで免許を受ける。そうするとその協同組合に対してそれが卸されること、今度はその協同組合からそのタバコをほんとうの正味の価格で、四十五円のピースなら四十五円のピースで、その協同組合からパチンコ屋が買つて行くわけなんです。そうすると、パチンコ屋は一銭の利益もないわけだが、組合に資産が残る。すなわち定価によつて売買されるのだから、その定価を切つて売買されるというやうな事柄は、それによつて合法化されるであらう。そうすると組合に資産が残ると、その組合に所得税なら所得税の税金もかけられて、一切の責任ある管理監督がその協同組合の代表者である売りさばき免許人に対して行われるわけなんだから、それで組合自体も満足することであり、タバコ専売法の立場から、定価を切つて販売されておるといふやうな事柄がそこで調整されて行くのではないかと。だからその個人々々にそのタバコの販売の許可を与えるというのではなく、今その団体の責任ある一定の個人、それにそういう売りさばき元の代表を買つて行つて、定価でその売りさばきから買つて行つて、組合員は組合員としての所得を別の方法ではかるべきであらう。そういうことならば、これは一切の法律的な疑義が解消できるのではないかと、こういうことであつた。それは一つの見解であるから、検討して御答弁申し上げますというところでわかれ

て、そのまま二箇月にたつておるから、本日国会もまさに終末に迫つておるわけだが、何ら回答がないから、本日はここへおいでを願つて、どういふぐあいに御検討を願つておるかということをお伺ひしたわけなんです。このやり方はどうであるか、ひとつ伺ひたい。

○石田説明員 ただいまのお話は、結局何と申しますか、その中間に立つ人が卸売りの類似行為をやるやうなことになるのでありますが、専売法に規定がございまして、タバコの販売は小売人でなければやつてはいけないう法律の規定がございまして、従ひまして直接消費者に売り渡す場合は、小売人を通じてでないといふわけなんです。そういう制度は現在ではできないことになつております。

○春日委員 法律はいろいろ基本的な一つの考え方というものの上に立つことは当然でありますけれども、これは、実情に即した処理がその法律によつて可能なものでなければならぬと思ひます。今全国各地において、パチンコ屋といへば、大体の目標はそこでタバコをもちやうという事柄にあるわけなんです。しかも今パチンコ屋の事業というものは相当の事業として社会的に地歩を占めて来た。しかも大衆娯楽、庶民娯楽として社会的信用も得ておるのです。だからこういうやうな庶民大衆の楽しみを奪ひ去るというところは、好ましい政治ではない。だからパチンコ屋でタバコを景品として出すことは、法律は認めて行くべきだろが、しかし専売法との関連において、これはやはり法律違反としての疑義があるのですから、調整をして行かなければならぬのではないかと。これ

が立法の府にある者と、それを管理するあなた方との共同責任なんです。それは一体あなたはどうしたらこの問題が解決がつくとお考えになつてゐるか、検討されてゐるところを述べていただきます。

○石田説明員 パチンコ屋がタバコを景品に使うということにつきましては、法律的に何ら制限がございせんので、そのこと自体は専売法に触れる問題ではございせん。従いましてその点につきましては、私も何ら取締りを加えてゐることもないのであります。問題は小売屋からパチンコ屋が定価よりも安い値段で買うところから問題なのであります。昨年来小売屋の方で、そういうことをお互いにしましという自衛運動が全国的に展開されて、そういう自衛運動が行われる前と比べますと、最近では定価より安い値段でパチンコ屋が買うということが非常に少なくなつて来ております。この運動が始まりましてから約半年ばかりたつております。もう少し続けばますますその傾向が少くなると存じます。私も、その取締りの面においては相当手をやいてゐたのでありますけれども、最近では検挙件数もあまり多くなつておりません。

○春日委員 それは実情に即しない機械的な解釈なんです。たとえばタバコ専売法では、卸はやらぬ建前で法律がつくられてゐるというところは当然その通りであります。しかし現実にはタバコの小売屋からビーズを何百個、何千個とまとめて買つてゐるのです。これは消費者が買つて行くのではなく、パチンコ屋が買つて行つて、景品に出すのです。こういう実態が行われてい

るのに、これでもなおかつ専売法の卸ではない、値段さえ定価で認められておれば、その取引されるものの数量がどういふものであるとそれは一向さしつかえないというところは、あまりに官僚的、機械的な、不親切な解釈であつて、現実には何万何千というものがまとめて買われておる実態に即して何らかの対策を講ずべきではないかというところは、当然考えられてもよい事柄なんです。ただ値段をさくずさなければどういふことが行われてもよいといふことは、ただ単に小売屋を利用するだけのことです。小売屋は値一ぱいで売れ、そういうことを全国で申し合せ、あなたの方も指導して行く、そうすると小売の方はじやん／＼もうかつて行くだけなんだが、しかし商売というものは裏に裏があつて、必然的に、じや定価で買つてちやうど、そのかわりほかのものをどういふことと、どんなこととだつてできるのです。あなた方が机の前でどういふような腹みそをこねまわしてゐるやうなぐあいには商売というものは動いて参ります。実際問題として一つ二つを売るといふことなら、それは私は文句は言わぬのだが、何万、何千というものが現実に売買されておる、そのことに對して、定価さえ一銭も切つていなければそれでよいといつて恬然としてあなたの手をこまねいておる、これでもなおかつたばこ専売法の精神がそれで保たれておるとあなたが確信を持つておるかどうか、何かそこには矛盾があるとは考へておられないかどうか、この点を明確に伺つておきたい。

○石田説明員 ただいまのお話は、どうも私は頭が悪いのでのみ込みが悪いのかもしれませんが、何か小売が卸売をやつてゐるのを認めてゐるのじやないかという御意見のように伺ひましたけれども、小売は普通の消費者にも売つてゐるのであります。ところが先ほどお話のありましたのは、直接消費者を対象としないで、パチンコ屋だけに売らしたかどうかというふうな伺ひましたので、先ほどのような御返答を申し上げたわけでありまして、卸売専門というふうに見る必要はないのじやないかと思つております。

○春日委員 私の質問はそんなことではないのです。値段をさくずさ小売一ぱい御売といふことは数量といふこととなく、数量が多ければ値段がのずから安くなるというところが卸の取引と小売の取引との相違なんだ。それで数量と値段とはおのずから切り離すことのできない関連を持つものだが、しかし現在小売屋が一銭も値を切つてゐないの、ちつともさしつかえないと言つておられる。けれども実際に扱われておる数量は、その小売屋から何千、何万かまとまつた数がパチンコ屋によつて買われておる。そういうことは、小売屋の利益を大きく保証する形にはなるけれども、これはたばこ専売法の精神からいへば、小売屋にそういうまとまつたものを取扱わせるということは、あの法律が立法された当初の考へていなかつたことなんだ。パチンコ屋がこういうふうな大ききく繁昌して来て初めてそういう事態が起きたんだから、これは不可測の事態が新しく発生したことになる。だから、この新しき現実の上に即した適当な法律の修正か調整が必要ではないか、こういうことを私は考へておるの

だが、この点はどうかということなんだ。

○石田説明員 私は別にそう不都合はないと思ふのです。小売屋さんでも、たとえば会社なんかで盆暮れに使いものをいたしますときには、一軒から相当まとまつたものを買つてゐるわけでありまして、やはりこれは小売屋の仕事としてやつておるのでありますから、特にパチンコ屋へ売る、卸すといふことは、悪いことじやない、どこに不都合があるのかちよつとわかりかねるのでございませう。

○春日委員 それは定価で売られておれば文句はないが、表面は定価で売る形をとつて、実際的には反対給付が行われておる。その現実にはあなた方は目をおおつて故意に知らぬ顔しておられるが、現実には反対給付が行われておるのだから、形式的にその値段が保たれておつても、実際の秩序は乱れておるのです。それは法律に違反することであるから、実情に即した調整方法を考へるべきであると言つておるのです。それではもしあなたが、定価を一銭も切つてゐない、それから反対給付も何も行われてゐないといふことをここで断言されるなら、われ／＼がいろいろと調査して、そんなものはパチンコ屋組合に行けば百も千も資料が出て来るのだが、その資料が出て来てあなたの答弁と違つた結果が現われて来たら、あなたは責任をとりますか。

○石田説明員 私の方では、そういう反対給付が明瞭になつたり、あるいは定価の割引をしたりしておりますと、監視員というのがおります。これを専売法違反で検挙しております。これ

も私の仕事になつておりますが、そういうものをできるだけ検挙して法律を遵守させる。私どもの方としては、実際そういうものがあるのを、定価で売つてゐるというふうに見のがしてゐるわけではありませう。

○井上委員 大分おそくなりましてが、石田販売部長に申し上げておきたいのですが、先般この問題は専売小委員会でも取上げてゐる／＼議論をいたしました。その結果、一応専売公社としても、春日君がお話になりましたような問題について／＼御検討を願つた上で、パチンコ屋にタバコを販売することを全面的に禁止するか、それができない場合には、いつそのこと小売の段階は自由にする、いわゆる小売店舗というものは指定しない、政府は現金でもつて卸だけを扱う、こういうふうにするればこういう問題は起らない。またあなたの今申された、この間も申されたが、取締るといふこととありますけれども、どういふ全体的に監視員を一人ずつ全部につけるといふことは、實際上困難であります。実際取締りは不可能であります。そういう実情を考慮いたしまして、諸般の情勢を考へまして、最善の案を御検討願つて、一応この国会に報告をしてもらうことをお願いしておいたのです。そこで、まだあなたの方でそういうことが十分検討されておりましたか。ならば、さらにも一度部内で御検討願ひたい。現在もう自衛運動をやつてゐるやうな違反が／＼／＼少なくなつておる、あなたとしてはそういう答弁をするよりしようがないでしょうが、現実にはそういう事柄がありますし、ま

た、あなたの方で締めれば締めるほどパチンコ屋の店先からタバコが少くなつたということなら話はわかるが、あなたの方は締め、小売店舗もそれに協力する。ところが依然としてパチンコ屋の店先ではこれの取扱いがされておるといふことになる、やみのタバコがどれだけ横行しておるか、こういう問題も別に起つて来る。だから、そこはどうしたらうまく行くかということ、を双方が考えなければなりませんから、ぜひひとつあなたの方でも専門的に御検討願つて、いずれまた小委員会を開きますが、そのときに必要な解決案を参考案としてお示しを願うようにお願いしておきたい。そうしませんが、これは、また税金の問題で皆さんの方にかかつて来る問題でありますから、さようおとりはからい願ひたいと思います。

○福田(繁)委員長代理　ただいまの井上委員の御意見はしごくごもつともと存じます。専売公社もよろしく御検討されて、近きうちに本委員会に何らかの御報告を願ひとう存じます。大蔵委員会は小委員会を開きまして、この問題をもう少し具体的に検討いたしてみたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

〔参照〕

国の所有に属する自動車の変換に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)に関

する報告書

当せん金附証票法の一部を改正する法律案(浅香忠雄君外十八名提出)

に関する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年五月一日印刷

昭和二十九年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局